

会報第 48 号目次

- P01 巻頭写真・川内たより（成瀬会長）
- P03 法学部・法学研究科におけるオンライン授業（吉永教授）
- P04 追悼・望月禮二郎大兄（樋口名誉教授）
- P06 「外尾健一先生を偲んで」（嵩教授）
- P07 莊子邦雄先生を悼む（成瀬教授）
- P08 令和に年度法学部卒業生、大学院修了者に贈る（清野副会長）
- P09 先生の研究紹介 社会保障法と国家・地域・家族（嵩教授）
- P12 会員だより コーポレート・ガバナンスについて（新山雄三）
- P13 会員だより 桜の植樹と津波がれき（岡本幸代）
- P14 会員だより 住民の生活、なりわいの再建を最優先する復興とは（小西晴子）
- P15 会員だより 就活支援「キャリアガイダンス」について（宮川司）
- P16 会員だより 仙台の書店今昔（清水廣行）
- P18 本部だより 令和 2 年度収支決算と令和 3 年度予算（案）
- P19 本部だより 令和 3 年度行事予定 学術振興基金
- P20 本部だより 中善並木の現況と募金のお願い
- P21 卒業生進路状況・自主ゼミだより 無料法律相談所
- P22 自主ゼミだより 模擬裁判実行委員会・法社会学研究会
- P23 自主ゼミだより 倶楽部国際法・Negoistic!
- P24 自主ゼミだより 公共政策研究会
- P25 支部だより 北海道支部・青森支部・秋田支部
- P26 支部だより 岩手支部・宮城支部
- P27 支部だより 山形支部・府 k 島支部・東京支部
- P28 支部だより 新潟支部
- P29 支部だより 東海支部・大阪支部
- P30 支部だより 広島支部・法科大学院支部
- P31 同期会だより 法 30 卒同期会
- P32 おくやみ・編集後記



広瀬川を渡り国際センター駅に向かう地下鉄東西線

会報

東北大学法学部同窓会

第 48 号

東北大学法学部同窓会

〒980-8576

仙台市青葉区川内

東北大学法学部内

Tel・Fax 022-795-6181

発行日 令和3年5月31日

印刷所

（株）仙台共同印刷



川内だより

会長 成瀬 幸典
(H4卒)

法学研究科長・学部長の2年の任期は終了いたしました。再任されたので、あと1年間、同職を務めることとなりました。引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

学部・研究科の近況等につきまして、まずは教員の異動をご報告いたします。令和2年7月1日に得津晶准教授（商法）が教授に昇任されました。また、新しい研究者教員といたしまして、本年4月1日に大江裕幸教授（行政法）が信州大学から、榑橋明香教授（民法）が北海道大学から着任されました。お二人とも、それぞれの専門分野において着実に研究業績を重ねられている中堅研究者であり、今後の本研究科の研究・教育を支えていくことが期待される逸材です。また、同じく本年4月1日に、新進気鋭の租税法研究者であり、東京大学大学院法学政治学研究科講師であった藤原健太郎准教授（租税法）が本学に着任されました。研究・教育の両面において本研究科に新しい風を送り込んでくれることを期待しております。

ます。他方、本年3月31日に渡辺達徳教授（民法）が定年退職により法学研究科を去られました。先生は2年間にわたり法学研究科長を務められ、後継者養成コースの再編など、本研究科の発展に尽力されました。渡辺先生が研究科長を務めておられたとき、私は法科大学院長として一緒にお仕事をさせていただきました。一つ一つの仕事に誠実に向き合い、最善を尽くされる先生の姿勢に畏敬の念を抱いております。先生が本研究科を去られるのは、大変残念ですが、新天地でのご活躍をお祈りしたいと存じます。また、令和2年9月1日に尾野嘉邦教授が早稲田大学へ、本年4月1日に石綿はる美准教授と藤岡祐治准教授が一橋大学へ転出されました。みなさん、今後の活躍が期待されていた若手・中堅の研究者であっただけに、残念な思いが強いのですが、新たな研究環境での飛躍を祈念しております。

実務家の先生方の異動もございました。環境省から来られていた深見正

仁教授と総務省から来られていた木村宗敬教授が令和2年7月30日に本学を去られました。代わって、令和2年8月2日に廣木雅史教授が環境省から着任されました。今後も、優れた実務家をお招きし、充実した教育の提供と多角的な観点からの研究を推進できる環境の整備に努めたいと考えております。

助教につきましても異動がございました。昨年度の会報発行後、令和2年5月1日に芥川正洋氏を、5月15日にROTH ANTOINE ARMIN氏を、10月1日に清水麻友氏を、10月1日に清水麻友氏を助教に採用しました。令和3年3月31日に黒瀬にな助教と芥川正洋助教が転出したしました。本年度は、4月1日に今井康介氏を、5月1日に日高薫氏を助教に採用いたしました。優れた若手研究者の養成は文理を問わず、大きな課題となっておりますが、法学部・法学研究科としましては、博士号取得者の助教への採用を積極的に推進し、この課題の解決に寄与

していきたくと考えております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大というこれまで経験したことのない状況に直面し、東北大学また法学部・法学研究科にとって試験の年となりました。特に、令和2年4月8日の「緊急時における東北大学行動指針（BCP）」のレベル3への引き上げ、それから間もない4月16日の政府による緊急事態宣言対象区域の全国拡大とそれを受けての4月17日からのBCPレベル4への引き上げに伴い、東北大学の各部署は、研究・教育について、様々な制限・制約が課されることになりました。法学部・法学研究科におきましても、研究室への立ち入りの大幅制限、講義・演習の対面式での実施の禁止とそれに伴うオンライン講義・演習の実施、教授会を含む会議のオンライン実施化、学生の課外活動の全面禁止、職員のテレワークの推進など、全学の指針を踏まえつつ、感染拡大防止のため

の様々な措置に、教職員・学生ともに、四苦八苦しながら取り組みました。さらに、東北大学全体として、また、法学部・法学研究科として、学生に対する経済支援とオンライン授業の履修環境の整備を緊急かつ重大な課題と位置付け、様々な支援策を打ち出しました。その後、宮城県の感染状況は比較的落ち着いた状態になったため、徐々に、研究・教育活動の制限が緩和されることになり、後期には、法科大学院・公共政策大学院の授業科目や研究大学院・学部の演習科目を中心に、対面式で実施できるようになりました。ただ、履修者が多い法学部の授業科目や当該授業科目の試験については、対面式で実施することができず、法学部の学生に対しては、1年を通して不自由な環境での学生生活を求めざるをえませんでした。また、法学部生・法学研究科学生の留学や留学生の受け入れなど、国際的な交流・国際的な研究・教育を推進することはほとんどできま

せんでした。とりわけ、それまでの学生が享受していた経験・体験の場を奪われることになった令和2年4月の入学（新入生）及び保護者の皆様には、不安・不満など様々な思いを抱かれたことと思えます。学部長・研究科長として、このことにつき大変申し訳なく思っております。今年度には、特に学部の1・2年生については、可能な限り講義等を対面式で実施するように努め、充実した学生生活を送ることができるよう、支援していきたくと考えております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大のため、令和2年度の学位記授与式は規模を縮小して実施することとなりました。また、令和3年度の入学式は延期となつて現在に至っております（入学式は中止したわけではなく、感染状況を見定めつつ、何とか実施できないかと、今なお検討中でございます）。

また、法学部では、新入生に対するオリエンテーションを、4月8日に文科系総合講義棟の4つの講義室をオンラインで結ぶなどして実施いたしました。すべての新入生が出席したことが確認でき、学部長として安堵したところでございます。

なお、入試につきましては、学部のAO入試（総合型選抜）、一般選抜、法科大学院入試などにつきましては、感染防止対策を施しつつ、対面式で実施することができました。ただ、AO入試Ⅲ期が実施された令和3年2月13日の午後11時過ぎに福島県沖地震が起きました。「半日前に発災していたら、どうなっていたことか。」と、冷や汗の出る思いをいたしましたところでございます。この地震の発災直後に、東北大学では災害対策本部を片平に設置し、深夜ではありましたが、被害状況に関する情報収集等を行い、ほとんどのキャンパスで大きな被害が発生していないことを確認しました。しかし、法学部では一般選抜を実施する予定であった総合講義棟に壁の破損等の大きな被害が生じ、

受験生の安全確保等の観点から、急遽、入試の会場を片平のエクステンション教育研究棟に変更することとしました。入試実施直前での会場変更であり、しかもコロナ禍の下という大きな危機ではありましたが、関係する教職員の奮闘のおかげで、大きな混乱もなく、無事に入試を実施することができました。

このように、令和2年度は新型コロナウイルス感染症と大規模地震という大きな厄災に見舞われた1年となつてしまいました。ただ、法学部・法学研究科におきましては、地震での人的被害はなく、現在のところ、教職員・学生に新型コロナウイルス感染者も発生しておりません。このようなご報告ができることは、不幸中の幸いであると思っております。

最後に、お知らせがございます。東北大学は平成20年4月に「東北大学基金」を創設して以来、みなさまからの暖かいご支援を受けてまいりましたが、本年4月1日、法学

部・法学研究科は、東北大学基金の寄附メニューの1つとして「法学教育研究支援基金」を立ち上げ (www.bureau-tohoku.ac.jp/kin/japanese/support/index.html)、法学部・法学研究科の教育・研究に対するご支援を受けることができる体制を整えました。

「法学教育研究支援基金」に対して頂戴したご支援は、法学部・法学研究科の教育・研究成果を社会に還元するとともに、社会から期待される人材の輩出及び法曹分野の発展・普及を果たすための諸活動の原資として活用させていただきます。法学部・法学研究科は、今後も引き続き、社会の礎となりうる優れた人材を、様々な分野に輩出することができる教育の提供に努めてまいります。また、そのような教育の基礎となる研究面におきましても、教員一同研鑽を積んでいきたいと考えております。法学部・法学研究科のホームページのリニューアルなども予定しております。教育・研究の成果の社会

的発信を強化し、同窓生のみならず、法学部・法学研究科の現状がよりよく伝わるように努めてまいりますので、

法学部・法学研究科 におけるオンライン授業



東北大学大学院法学研究科教授
吉 永 一 行

令和2年4月6日、法学部・法学研究科は、前期の授業をすべてオンラインで行うことを決定しました。新年度の授業開始日は、すでに当初予定された4月8日から4月20日に繰り下げられていました。

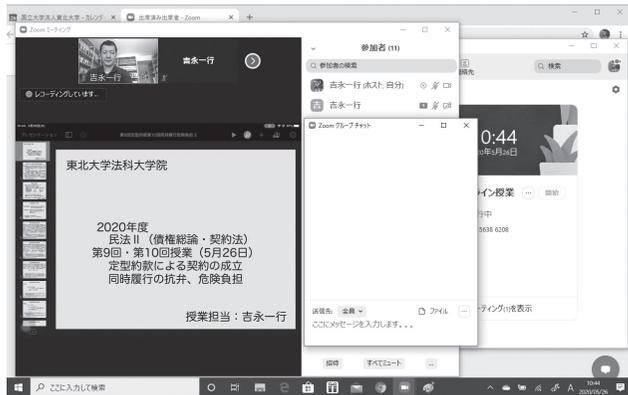
オンライン授業は、主として①教員があらかじめ作成した授業動画を学生が任意のタイミングで視聴するオンデマンド型と、②ウェブ会議システムを用いて学生が同時双方向的に授業に参加するリアルタイム型の2種類がありま

す。その実施のために、学部・研究科では、授業開始までの約2週間の間に、授業収録・配信のスタジオとなる演習室の準備、録画機器の操作や教材の公開などについて教員をサポートするETA (Expert-IT) の手配、インターネット環境が調わない学生に対する支援制度の構築など多くの準備を進めていきました。

そうした怒涛の2週間が過ぎて授業初日を迎えますが、蓋を開けてみると、あつけないほどスムーズに授業が進

みました。大学独自のオンライン授業提供システム (ITS TU) が一時ダウンしたものの、もともと学部・研究科が提供する専門科目は Google Classroom を使うことが推奨されていたため、影響はほとんどありませんでした。学生は、「Z世代」「デジタルネイティブ」とも呼ばれ、物心ついたときからインターネットやモバイル端末に慣れ親しんだ世代ですから、受講にほとんど問題はなかつたようです。また教員も大部分がオンラインツールを自分で使いこなしたため、ETAは残りの教員に対するサポートに集中することができました。

教員によつては、Google Classroom の機能を利用してチェックテストや練習問題を課題したり、ウェブ会議システムのチャット機能を使って随時学生が質問を書き込めるようにしたりするなど、「普段の対面授業の代替」を超えたオンライン授業の積極面を生かす取り組みも見られました。



難しかったのは定期試験の実施方法でした。教室に参加して試験を行うことができないため、オンラインでレポートを提出させる方法で実施することになりますが、学生の学習成果を正しく計りつつ、不正行為を抑制する必要があります。実施ルールでは、教員の選択により、出題から解答提出までの時間を短い時間(数時間程度)に設定することができるようになるなど、

版となる答えが出ているわけではなく、今後も試行錯誤的に(そしてそもそも法学を身につけるとは何ができるようになることかという根本的な問いをはらみつつ)検討を進めるべき課題であるように思われます。

後期には、一部で教室に参集しての授業が再開され、対面授業を同時にオンラインで配信する「ハイブリット型」という新たな授業形態が始ま

対応策を盛り込みました。出題内容も、学生は六法以外の資料も参照できる環境にあることを踏まえて、単なる暗記量を問うのではなく、自分の頭で考えなければならぬようなものにするなどの工夫が求められることになりました。こうしたルールや工夫については、後期の授業を終えた今でも決定



りました。体調不良や発熱を訴える学生に「安心して欠席してもらおう」ための措置です。こちらにも、事務室や関係教員の準備、そしてETAの適切なサポートにより大きなトラブルなく運営できたものと思います。

1年間を通じて、学生の側から大きな不満の声は届いておらず、ゼミ生などに聞いてみた限りでは、出校しないのでよいのは楽という声も聞かれました(今シーズンの仙台は雪も多かったですから)。他方、授業前後の学生相互あるいは学生と教員の交流の機会は失われ、自主ゼミやサーク

ル活動、図書館の利用なども大きく制限されました。報道などでは、オンライン授業になって毎回の授業の課題に追われることになったという(本来は学習の質の保障として対面授業でも求められることなのですが)学生の声も取り上げられています。学生に対するケアとして、従来から学部には存在していたアドバイザー教員制度を研究科にも拡大するとともに、在学生が新入生の相談に応じるというピアサポーター制度が導入されました。また、新入生

の多くがキャンパスに一度も足を運んだことのないままに前期を終えることになってしまったため、後期授業の開始を控えた9月30日に、新入生オン・キャンパス交流会を開催しました。

ワクチン接種の開始などの明るいニュースはありつつもコロナ禍はまだ落ち着かず、令和3年度も、少なくとも当面は、オンライン授業が続く見込みです。法学部・法学研究科では、引き続き工夫を重ねていきたいと思えます。

追悼・望月禮二郎大兄



東北大学・東京大学名誉教授
樋口陽一
(S32卒)

爽快な兄貴分だった。年齢は三つ違いだが、学制の変わる時期をまたいだ違いは歳の

差より遥かに大きい。新制高校で万事につけ旧制高校生のマネ事に励んでいた私にとっ

て、大兄は、旧制高校の蛮風を吸い込んだ上でオトナの洗練を身につけた生き証人に見えた。

同僚としての出会いは「昭和四十年（一九六五）本学問題」のさなか、「大学いかにあるべきか」という問いに全学が真剣に向き合っていた時期だった。公式に立ち上げられた「本学問題検討委員会」第三専門委員会の委員となった大兄達が熱論の末まとめあげた大学自治と学生自治についての報告書は、教官がみずからの職業倫理を尽くす日々

の中で学生との切磋琢磨に臨むことを求める、厳しい自戒の文書だった。やがて「大学の文書」の波が全国に及ぶ中でも東北大学が混迷に巻き込まれること少なかったのは、「本学問題」の教訓が全学的に共有されていたからこそ、であつたらう。

「本学問題」は、部局間の壁を越えた学問交流を推し進めるきっかけともなった。世良晃志郎先生と岡田与好さん（当時経済学部在任）を中心に

とし、大兄と私を幹事として発足した「社会科学の方法」研究会は、同名の月刊小雑誌（一九六八〜八三年、通巻一四七号）の母体となる。広く人文社会科学の諸分野につき、経済分野で例を挙げれば近経・マル経、旧講座派・旧労農派を問わず、全国に執筆

者を求めて理論の対決の場を提供したことの意味は、小さくならなかった。大学を取り巻く環境は緊張していたが、忙中閑もあつた。年度末の校務からいつとき解放される三月中・下旬に「雪見の会」と称して、青根、小原、鎌先など近郊の温泉に一泊する行事が数年続いた。その幹事

事がもちろん大兄で、アシスト役が私だった。在仙の名誉教授を含む長老も新任助教教授もこの種の場合には費用均等割り、というしきたり通りの行事だが、学部長秘書室を煩わした和文タイプ刷りの案内

のだから準・公式行事（？）と言つてもよいだろう。夕食の宴席では珍芸が飛び出すこ

ともないではないが、そのあとは、下戸も含めた二次の席で、夜を徹してヴェーバーとマルクスを論じ、大学自治論に及ぶ、といった風であつた。この種の行事を「儀典」と呼

ぶるさと浅草から川ひとつ隔てた本八幡に居を定め千葉大学の誘いに応じた一九八一年は、今振り返ってみると五十歳に当たっていた。その一年

半前に世良先生は宇都宮大学長として招かれ東北大を去り、私自身も半年前に東京に職場と住居を移していた。大兄は七四年秋から一年

間、負担の大きい学部長の役を引き受けざるをえない立場に置かれた。江戸っ子のいさぎよさで、労苦をことさらわれわれに語ることはなかったが、それに甘えていたのは今なお申し訳ないというほ

かつての教師・学生像も社会の大学観も既に大きく変わっていたとすれば、そのこと自体が大兄を傷つけたのではなかったか。

「甘え」ついでに言えば、終わりなければすべてよし。大兄はやがて研究者修業時代の古巣、東大社研に招かれ、法学部の私とふたたび、大学院教授会で席を同じくするこ

ととなった。加えて、更にもう一つ。あるきっかけで始まった東北大同期の名幹事佐藤正之夫妻や清宮四郎先生同門の丸山健（一九四六年卒）

夫妻らと先生を囲む例会があり、大兄夫妻はここでも、墨

東の旗亭に通じた案内の役を惜しまなかった。望月助教教授着任の年に清宮先生は定年退職されていてすれ違いなのだが、旧制一高の先輩・後輩であり、ここでも、旧制高校同窓という魔法の効果を眼のあたりにする思いだった。

世を去る三日前まで夕食の麦酒を愉しんでいたという大兄。その急逝を知らせるご家族の電話に接したのは、二月初日であつた。

ねがはくは花のしたにて
春死なん
そのさざらぎの望月のころ
（西行）



「外尾健一先生を偲んで」



東北大学大学院法学研究科教授
高 さやか

日本の労働法学界を長年にわたり牽引されてきた東北大学名誉教授の外尾健一先生が、去る3月30日、ご逝去されました(享年97歳)。心より哀悼の意を捧げます。コロナ禍のためご遺族が細やかなご配慮をなさりながら、4月3日に仙台八木山斎場・清月記にて「お別れ会」がしめやかに執り行われました。斎場には、手書きのご論文など貴重な資料や数々のご著書、幼少期からの先生のお写真が多く展示され、また、「お別れ会」での弔辞では外尾先生の様々なエピソードが披露され、外尾先生のご業績とお人柄が偲ばれるとても心に残る会でした。

外尾先生は、昭和31年4月に東北大学法学部社会法講座担任助教授に就任され、昭和38年4月に教授へ昇任されました。東北大学では、昭和61年3月に定年退職されるまで、労働法の研究・教育に努められ、多くの研究者を育成されました。東北大学ご退職後は、平成10年3月まで東北学院大学法学部教授として研究・教育に従事なされました。先生は、集团的労使関係について判例・学説を精緻に分析し、比較法的視点も踏まえてまとめられた体系書『労働団体系法』(昭和50年刊行)をはじめ、アメリカやフランスの労働組合法のご研究など、数多くの業績を重ねられ、戦後

の労働法学の発展においてまさに中心的な役割を担われました。先生の学問的な業績については、すでに多くの方がご存知だと思いますし、私が適切にご紹介できる自信もありませんので、以下では、私が外尾先生と研究会等で一緒に過ごして頂いた思い出を書かせて頂きます。

私が、外尾先生と初めてお会いしたのは、私が学部卒後の助手時代に出席した学会にて、私の指導教員の岩村正彦先生(元東北大学助教授。現中央労働委員会会長)に外尾先生をご紹介頂いたときでした。その際、「くに(故郷)

はどこなの？」と先生に尋ねられたのですが、私は自分の名字が珍しいので留学生だと思われているのではないかと勘違いし「日本です」と答えてしまいました。そのようなトンチンカンな若い研究者にも嫌な顔ひとつせず、その後、ご縁があって東北大学に赴任し東北社会法研究会で一緒にした際にも、大変優しく接して下さいました。

私が先生に初めてお目にかかった時、先生はすでに70歳台後半でいらっしやうたので、東北大学在職中のご様子は、残念ながら直接は存じ上げません。ただ、門下生の先生方からは、先生は学問に対しては非常に厳格で、大学院生は先生からの指導を大変緊張して受けられていたというご様子とともに、「学問と人間関係は別だから」とおっしゃって、研究会などで意見が激しく対立しても、その後の交流では一切のわだかまりもなく、大変温かく接しておられる懐の深さをよく耳にしておりました。

外尾先生は、つい数年前まで、毎月開催される東北社会法研究会に毎回ご出席され、10年程度前には、先生が数ヶ月連続でご講演されるシリーズもありました。先生は、IT化などの新しい社会現象にも常にアンテナを張り、労働法に与える影響などについての研究を続けていらっしやうました。80歳を超え視力が衰えられても、毎日、国内外の

新聞記事や論文に目を通されているとご家族から伺い、その尽きない探究心に研究者としての範を示して頂いた思い出でした。近年の研究会では、最後のまとめとして外尾先生から一言を頂くというのが研究会の慣例となっていました。その際には、「この問題は結局のところこうでしょ」という風に、今までの我々の議論の根底を覆す鋭い指摘をなさることも少なくなく、ご高齢となっても先生の頭脳は回り続けていることをたびたび実感しました。また、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、中国語など、語学が非常に堪能な外尾先生らしく、研究会ではよく「外国語は10カ国までにしておきなさい」とおっしゃっていました。私のような凡人にはあまり参考にならないこの超人的なご指導も、とても印象に残っています。

外尾先生ご逝去の報に触れ、東北社会法研究会の支柱がなくなつたような深い喪失感を覚えました。お別れ

「会」で伺った弔辞や外尾先生のご著書・ご論文を改めて拝見し、ご業績や先生から指導を受けた我々の中には、外尾先生の理念や研究者としての覚悟・気概は鮮やかに生き続けていることを感じております。

す。今頃、外尾先生より先に旅立たれた門下生の先生方と天国で労働法談義に花を咲かせているように思います。外尾先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

莊子邦雄先生を悼む



東北大学大学院法学研究科教授
成瀬 幸典

莊子邦雄先生は、令和3年

3月25日に満100歳で逝去された。告別式は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、ご遺族と仙台在住のごくわずかな刑法研究者のみで、5月1日に仙台寿徳寺で行われた。感染症拡大防止のためやむを得ないというものの、莊子コンパで多くの研究者に囲まれて談笑されている莊子先生のお姿を思い出し、少し

寂しい思いを抱いた。莊子先生はいうまでもなく刑法学の泰斗であり、第3版まで改訂を重ねた『刑法総論』（青林書院）をはじめとした数多くの著書・論文を物された。莊子先生が現役の刑法学者として活躍されたところと比べると、現在のわが国の刑法学は大きく変容したように思うが、刑法総論分野における学説の連続性は失われていな

い。先生の業績も未だ古びておらず、現在の研究者に対して有益な示唆を与えてくれる部分が多くある。例えば、上記刑法総論の因果関係の部分は、実務家の方や司法試験の合格等を目指している学生にとっては難解で、その意義が伝わりにくいと思うが、研究者であれば、感じるころ多く、問題意識を喚起されるはずである。「故きを温ねて新しきを知る」というが、莊子先生の業績の多くは、現在の研究者が「温ねる」べき価値を蔵している。また、莊子先生の一連の業績は、刑法学が単なる解釈論にとどまらず、哲学・思想、歴史、文化等の総合的学問であることを様々な角度から描出したものといえ、それらの基礎にある思想的分析と考察、それらを貫く烈々たる気魄、人間の本質に対する洞察、そして、人間に対する深い情愛が相俟って、それを読む者にそそり立つ壁として迫ってくる。私の師である岡本勝東北大学名誉教授は、ヘルムート・マ

イヤーやヴェルツェルに関する論稿において、それらを継承し、形として著されたものに對し、現在のところ、私にはその方面での業績がない。どこまでのものが書けるかは分からないが、総合学としての刑法に関する論文の執筆を自己の責務として、今後の研究の指針の一つとしたいと思っている。

刑法学の研究者として大きな功績をあげられた莊子先生であるが、私自身は直接的に研究に関する指導を受けたことがない。私が莊子先生の警咳に初めて接したのは、東北大学の助手として採用された平成4年であり、先生はその前年に、東北大学定年後にお勤めになられていた札幌学院大学の学長をも退かれていた。莊子先生から直接指導を受けた先生方からは、先生の学問的厳しさについて、いろいろとうかがっていたが、私は「孫弟子」であったためであろうか、疎みあがるような厳しい指導は受けたことがない。私にとっての莊子先生と

は、日本刑法学会の初日の夕刻から開催される「莊子コンパ」や莊子先生のご自宅での年始のご挨拶（1月2日の午後3時頃から午後9時頃まで）にわたる長いご挨拶であった）の場で、お酒を嗜みながら、様々なことをお話になっている刑法学の大家であった。特に、莊子コンパで、上方ぶりに会った門下の先生方と談笑されていたかと思うと、おもむろに立ち上がりながら、現在進めておられる研究や学究の徒としてのあるべき姿勢について、静かに胸に沁みわたる声で語られていた姿は、今でもはつきりと思いだせる。先生が立ち上がり語り始めると、一座の者が会話をやめ、瞬時に聞き入る姿勢になる様子に、その場に集った者の先生に対する尊崇の念がうかがわれ、自身が、直接、薫陶を受けることができなかつたことを残念に思つたものであった。莊子コンパでは、時間の経過とともに座が盛り上がりつてくると、先生が

出席者全員に歌を所望された。初めて、この様子を見たときは面食らったが、出席されている諸先生方は当然のよう立ち上がり、歌を披露されていた。ただ、私にとっては、先生方の歌そのものよりも、その前になされる近況報告に対する莊子先生の反応のほうが記憶に残っている。莊子先生は、ほとんどの近況報告を楽し気に聞いておられたが、稀に、発言の真意を問いつたり、先生の感想を語られたりすることがあった。そのときの眼光炯々とした様子に、なるほどこれが先生の厳しさなのだなど感じ入ったのである。

先生は3月25日に逝去されたが、実は、その数日前に、年賀状に対するお礼状を受け取っていた。そこには、盛岡に転居して1年が過ぎたと、昨年100歳を迎え、元気に過ごしていることを知らせる文章が印刷されていたが、その後ろの空白部分に、先生の自筆で、愚息の大学進学を「なによりでした」と祝ってくだ

さるお言葉や先生のお名前とともに、「刑法総論の完成を待つ！」との記載があった。「刑法総論の完成を待つ！」という文章だけが太いペンで書かれ、しかも「刑法総論」と「待つ」に強調点が付され

ていた。お亡くなりになる1週間ほど前に、先生自らが記されたその期待には、是が非でも応えなければならぬ。人影少ない川内キャンパス内の研究室でこの追悼文を書きながら、強く胸に誓った。

し、皆さんの今後の参考にしていただければと思います。それは、どんな仕事でも、例え自分が望んでいない、苦手だと思ふ部署での仕事をする事になっても、前向きに考えて、「その仕事に一生懸命取り組み。」というごくごく当たり前のことです。

1974年3月、私は国鉄コンピュータ部に配属となりました。当時、各企業等にコンピュータは導入されていましたが、まだまだ事務管理業務が主でした。その業務を行うのも一部の専門家の人達でした。少し話題はそれますが、皆さん、JRの「みどりの窓口」というのをご存知だと思います。新幹線等の指定席券等をリアルタイムで購入できるシステムです。このシステム、国鉄・JR内ではマルシステムと呼んでいますが、国鉄と日立が共同で開発した一般顧客を対象とした日本で初めてのオンラインリアルタイムのシステムで1965年に本格稼働しました。このシステムがなかったら、即ち手



令和二年度法学部卒業生、 大学院修了生に贈る

東北大学法学部同窓会
副会長・東京支部長

清野 智
(S45卒)

東北大学法学部の卒業生として修了生の皆さん、卒業・修了おめでとうございませう。同窓会の東京支部長を仰せ付かっている清野智と申します。1970年の卒業生です。その年、当時の日本国

有鉄道(国鉄)に入りました。その後の分割・民営化を経

てJR東日本の社員となり、2006年から2018年にかけて社長・会長をさせていただきました。現在は日本政府観光局(JNTO)の理事長として外国人観光客の日本への誘致活動をしており

ます。その国鉄に入社して5年目に経験したことをお話し

た。

た。私の同期入社の人達は国鉄本社の営業等のセクションに配属になり、スーツ姿で、「営業だ」「輸送ダイヤだ」等々と言いながら、恰好よく（そのように見えました。）社内・社外を飛び回っていました。それに引きかえ、自分は穴藏のような部屋でデスクに向かつて黙々とプログラム作ります。「なんでこんな仕事を！」と正直最初は思っていました。

こんな生活が2ヶ月も過ぎた頃でしょうか。周りをみる余裕もできてきたのだと思います。このチームは、国鉄の事務系、技術系の人、国鉄貨物のプロの人、通運やハードウエア会社からの出向者の人等の混成チームでした。しかも若く優秀な人々ばかりです。この人々と仕事以外のときは、酒を飲み、旅行・麻雀・ブリッジ等を楽しみ、そして大いに議論しました。結果として素晴らしい友人達を作ることができたのです。仕事上でも素人の私を彼らは親身になって助けてくれました。

こうして非常に密な2年間を過ごした後、私は別のセクションに移りました。しかし、この2年間は後から考えると、私にとつて極めて大切な2年間でした。この2年間で得たいろいろな点が、その後の私に大きく役立ったといえるのです。それは次の3点です。

1. 素晴らしい人々と出会うことができた。何事も飛び込んでいくこと。そこで多くの友人に会える。この友人たちとは、その後も年に1〜2回定期的に会っている。
2. フローチャートの考えを学んだこと。このチームに入るまで、私はフローチャートを知らなかった。一つの問いに対し「YES」「NO」で一歩ずつ進めていく。この後、様々な局面で進むべき方向を決めるとき、皆で議論しながら黒板にチャートを書き、「YES」「NO」を確認しながら結論を出していくこ

とができた。

3. そしてこれが一番大きな点。全くの素人であっても、本気になって取り組めば、（もちろん多くの人の手助けをもらったうえでだが）一定の水準まで達することができるといふこと。この貨物のシステムが本格稼働し

だしたとき、私は「私がその一部に関与したシステムが動き、人様の役に立っているということ」を誇らしく思いました。

皆さんは「若さ」という最大の武器を持っています。これから「こんな仕事、何で自分か？」と思うようなときもあるでしょう。そのとき、それを前向きにとらえる、そういう気構えを持って、1回しかかない自分の人生を生きたいってもらいたいと思います。ありがとうございます。

連載 先生の研究紹介

社会保障法と国家・地域・家族



東北大学大学院法学研究科教授
高 さやか

東北大学での20年間―これまでの研究、現在の研究

私は、2001年7月に東北大学大学院法学研究科に助教として着任し、学部や大学院にて主に社会保障法の講義・演習を担当してきました。今年、東北大学でお世話になって丸20年となる節目の年になります。

私が研究を始めた1990年代には、厚生年金の民営化案が盛んに議論されておりまして。厚生年金の民営化と云に言っても、民間部門が管理運営する年金制度への加入を強制とするか任意とするかなど、国がどこまで介入するのかのレベルは多様です。

こうした議論状況を背景に、年金制度にて国家が果たすべき役割はいかなるものかという問題関心から、着任前に執筆した助手論文では、イギリス・フランスの年金制度の歴史の展開を追いながら、国家

の役割という視点で分析を行いました。東北大学着任後には、同論文を雑誌に連載し、書籍化もいたしました。

私の研究者生活は、このように年金制度をテーマに国家の役割を探求することから始まりましたが、私が東北大学で過ごしている20年の間に、社会は少なからず変化してきました。高齢化の進展だけでなく、社会保障との関係で

はとりわけ「社会的排除」という状況の認識とその広がりが増大していきました。こうした変化に伴い、社会保障政策の方向性や社会保障法の規律する対象も徐々に変容し、地方分権的な事業や「地域」の役割が増大していきました。こうしたことから、全国一律の「固い」制度から地方公共団体ごとに多様性を持った「緩やかな」制度へ、そして、国家の役割から地域の役割へと、私の問題関心もおおのずと拡大していきました。

他方で、東北大学グローバル COE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」プログラム(2008～2012年度)における「少子高齢化をめぐる国家と私的領域」プロジェクトに参加したことをきっかけに、社会保障法制における家族の位置づけについても関心を抱くようになりました。社会保障制度は、一般的に家族間の扶養に代替する機能を持ちますが、民法上の扶養義務制度が存在していますので、当然私的扶

養と公的扶養とのすみ分けの問題が生じます。これは古くから研究対象とされてきた古典的なテーマですが、現在の行政実務において必ずしも民法の扶養義務制度に沿った運用がされていないことや、家族のあり様が変容するのに伴い、扶養義務を中心とした家族の役割と社会保障との関係性を再検討していく必要があると考えています。

以下では、社会保障制度における「地域」と「家族」をめぐる状況と、私の問題関心を簡単に紹介させていただきます。

現代的課題と「地域」への着目
近年の社会保障法制のキーワードの1つは「地域」です。2000年代初頭には、「地域包括ケアシステム」の構想が本格化し、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、中学校区程度の範囲で医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステムの構築が市町村に求められるよ

うになってきました。「地域」とは極めて多義的な概念ですが、「地域包括ケアシステム」という「地域」とは、生活を支える要素を搭載した単なる地理的区画を意味するだけでなく、ボランティアや町内会といった身近な人々とのつながりも含めた概念として観念されていると思います。

高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」の構想は、障害者福祉等の領域でも目指されるようになり、さらに、そうしたシステムを統括する理念として「地域共生社会」が掲げられるようになりました。地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民1人ひとりの暮らしと生きがい、地域をもとに創っていく社会」と厚生労働省の資料では説明されています。こうした社会構想が求められる背景

には、従来の社会保障制度では支えきれないニーズの顕在化があります。つまり、一定の要件を満たすと、国等から生活に必要な一定の給付が提供されるといって従来の社会保障制度では、人々は国等と受給権を通じて繋がっているだけで、人々相互の関係は構築されません。また、個人が抱える問題の複雑化により、単に物的給付を与えられただけでは自分自身の生活を上手く形作れない人も増えていきます。こうした人々が抱えているいわゆる「社会的排除」は、従来型の社会保障制度ではうまく解決しきれないということになります。

生活困窮者自立支援制度の斬新さ
こうした問題状況に対し、新たな仕組みが導入されています。2013年に制定された「生活困窮者自立支援法」です。この法律は様々な点で、従来型の社会保障法制と異なります。

第一に、同法では住居確保給付金の支給を除き、対象者に何らかの受給権を付与する仕組みとはなっていない点です。同法が規定するのは、都道府県等が行う事業の枠組みのみで、具体的な事業の内容は各都道府県等に委ねられています。

第二に、同法が制度の要となる必須事業として定める自立相談支援事業が、継続的な相談支援を行うという手続的な支援を内容としている点です。具体的には、個人あるいは世帯全体の問題状況に応じた個別の支援計画を作成し、具体的支援につなげ、そのフィードバックを受けて計画を見直しながら支援を継続していく仕組みです。

第三に、同法は、社会福祉法の規定とも相まって、個々の生活困窮者への支援を通じて、地域共生社会の理念に沿った「地域づくり」を目指している点です。具体的に同法では、関係機関等の連携といった支援体制の整備が基本理念の1つとされています。国や地方公共団体は、個人間

の財の再分配を行う役割に加え、地域に存在する多様な機関・主体の連携を促す役割も帯びるようになってきているといえます。

手続的・地方分権的仕組みの課題

このように、手続的・地方分権的な特徴を持つ生活困窮者自立支援制度は、複合的・個別的な問題を抱えている者に対し、オーダーメイドの支援を通じて自律的な生を支えるという重要な意義を持ちます。しかし他方で、法令上は都道府県等が実施する事業の枠組みが規定されているだけであるため、具体的にどのような支援を受けられるのかは法律上不明瞭です。実務上は厚生労働省が発出しているガイドラインや手引きに沿って運用されていますが、ガイドライン等は地方自治法上の「技術的な助言」に過ぎず強制力はありません。そのため、こうした事業に対し、法律の目的・理念に沿った規律をどのように及ぼすのかは、難し

い問題です。現行法では訴訟などでの権利実現を可能とするハードローのツールは限られているため、ガイドライン等のソフトローによる規律を充実させつつ、ハードローに適宜取り込むことが必要になると考えています。取り込みの一例として、2018年改正で挿入された都道府県等の情報提供義務(23条)が挙げられます。この規定は、生活保護の要保護者となるおそれが高いのに生活保護に関する情報を適切に受けられなかった場合に、国家賠償請求訴訟において公務員の職務上の注意義務を指定する手がかりを提供するといえます。

また、こうした地方分権的な事業展開を求める仕組みについては、地域格差も懸念され、実際に任意事業の実施率は都道府県によって大きなばらつきがあります。こうした状況は、任意事業の充実を促進する必要性とともに、生活保護や社会保険など、全国一律で受給権を付与する「固い」制度の重要性を再認識させて

くれると思います。地方分権的な仕組みの拡大は、人々の生活・生存に必須な部分を確実に守るといふ国家の果たすべき役割を浮き彫りにするともいえます。

社会保障における「家族」の位置づけの検討

他方で、私は社会保障法制における「家族」についても関心を抱いております。「地域」と同様「家族」も多義的概念であり、社会保障法制においても「家族」は多様な形で登場しています。例えば、世帯という切り取り方で、かつての年金制度では世帯単位の給付設計が採用されておりましたし、生活保護では世帯単位保護の原則が採られています。世帯単位で実際の生計が営まれていることから、世帯はニーズを測定する単位として機能しているといえますが、他方で、保険料の決定において世帯全体の課税状況を考慮するなど、負担の単位としても用いられることが多いです。これらの制度では負担能力の単位として世帯

が捉えられ、ある世帯員から他の世帯員に対する経済的支援(例えば保険料負担の填補)が暗に求められているといえます。こうした状況を受け学説では、本来生活実態という事実に基づく概念である「世帯」が「規範化」していると評し、扶養義務関係とのすみ分けを検討すべきと指摘しています。

その扶養義務は、社会保障法制では、とりわけ公費で賄われる給付の費用徴収の局面ではしばしば登場します。もつとも、費用徴収に先立ち扶養義務の順位や程度が明確になつていないケースは多くないため、社会福祉の行政実務では独自のルールで費用徴収を実施していることもあるようです。生活保護法では、扶養義務者が負担すべき徴収額の決定について行政が家庭裁判所に申し立てることもできま

すが、申立件数は極端に少なくあまり機能していないのが実情です。また、費用徴収に先立ち当事者間で扶養義務を少なめに合意していた場合に

は、行政はその合意に従って徴収額を決定するしかないとい一般に考えられます。そうした「不合理さ」を排除するため、行政による費用徴収の法的性質の理解に工夫を施す見解も見られます。

扶養義務が社会保障給付と補完関係を持つ場合には、扶養義務の決定が社会保障給付を支える公費負担に影響を及ぼすことを意識した制度設計、言い換えれば、私的扶養と公的扶養とのあるべき棲み分けを適正に実現する手続的仕組みが必要だと思えます。

また、その前提として、現代の家族のあり方を踏まえて、両者の棲み分けを再定義する必要があるのでしよう。この問題は、私的扶養優先の原則を掲げる生活保護において最も先鋭化しますが、今後は、近年議論されている養育費制度においても、社会保障給付との接続を目指す場合には顕在化する可能性があると考えています。

は、行政はその合意に従って徴収額を決定するしかないとい一般に考えられます。そうした「不合理さ」を排除するため、行政による費用徴収の法的性質の理解に工夫を施す見解も見られます。

は、行政はその合意に従って徴収額を決定するしかないとい一般に考えられます。そうした「不合理さ」を排除するため、行政による費用徴収の法的性質の理解に工夫を施す見解も見られます。

おわりに
私の問題関心は、当初は年金制度を対象に国家の役割という視点から出発しましたが、その後の社会保障政策の進展や東北大学の同僚の先生方とご一緒した研究などを通じて、社会福祉や生活保護などの領域に広がり、また同時に、個人の生を支える国家以外の存在（「地域」や「家族」）へと遷移してきました。そうしたとりとめのない研究ですが一貫性をあえて見出そうとすれば、「地域」や「家族」の役割の検討を媒介としながら、結局は国家の役割のあり方の模索―再認識や新たな発見も含め―に収れんしているようにも思えます。今後、社会保障法制における国家の役割を、複眼的に考察していきたいと思えます。

コーポレート・ガバナンスについて

会員だより

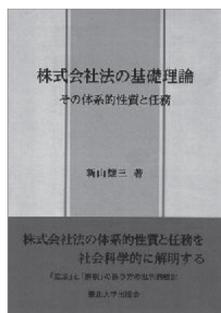
新山 雄三 (S39卒)

* 法学部同窓会事務局長の清水廣行さん（学部同期生）からコピーをお送りいただき、東大名誉教授の江頭憲治郎さんの昨年お正月のご進講「最近の日本のコーポレート・ガバナンスについて」の感想を書けと唆され、読ませていただき若干の感想めいたものを書かせていただくことになった。文化功労者でもある江頭さんの「コーポレート・ガバナンス」論は、分かりやすくいえば、いわばエスタブリッシュメントのそれであるといえるのだから、さし

かなと理解した次第（小生のコーポレート・ガバナンス論の詳細については、最新のものとして東北大学出版会3月刊拙著『株式会社法の基礎理論―その体系的性質と任務』がある）。

* さて、至る所でいろいろな人によってしばしば語られるコーポレート・ガバナンスとは何かについてであるが、これがいったい何を意味しているのかという点で、必ずしも統一した定義づけがなされ

づめ、日頃そのエスタブリッシュメントに嘸みつき、批判を繰り返している一匹野良犬の遠吠えにもいい分はあるのだからと声をかけてくれたの



ているわけではなく、論者によってさまざまに、きわめて多義的に使われている。たとえば、2015年に「企業統治改革」を標榜しつつ、東京証券取引所によって発布された「コーポレート・ガバナンス・コード」においては、わが国の株式会社企業の「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家ひいては経済全体の発展に寄与する」ために、「会社の迅速・果敢な意思決定を促すことを通じて、いわば『攻めのガバナンス』の実現を目指す」とされている。先に挙げた江頭さんのご進講におけるコーポレート・ガバナンス論も、若干のニュアンスの違いはあるにせよ、基本的にこの経済の成長戦略の一環としてのコーポレート・ガバナンス論に立っているものと思われ、今世紀に入ってから以降の会社法改正諸立法に実現されているような、主として取締役会内部における社外取締役によるモニタリング

（主観的業務監査）に期待する、エスタブリッシュメントのコーポレート・ガバナンス論といえよう。

* それに対するアンティテーゼとして、おそらく学界においても、明確な形でこれを主張しているのはあるいは筆者だけなのかもしれないのではあるが、何より監査役（会）制度による客観的業務監査を大切にしているコーポレート・ガバナンス論がある。それは、しばしば日本語で企業統治と訳されているコーポレート・ガバナンスという言葉の本来の意義、すなわち、コーポレート（法人企業）におけるガバナンス（統治）の在り方を問題とするものであるという理解から出発する。

もとより、わが国においては、個人企業以外の法人企業は株式、合名、合資、合同の4種の会社とされているが（会社法3条）、主としてガバナンスの在りようが問題とされなければならないのは株式会社においてのみである。他の形態の会社においてはガバ

ナンスの所在はほぼ明らかであるからである。なぜならば、いずれも共同企業体とはいえ特定少数の出資者（所有者）によるガバナンスということ、いわば個人企業の延長線上で理解されるからである。それに対し、本来的な株式会社企業においては、その企業形態的特徴からしてそこにおけるガバナンスの担い手たる株主は一般公衆を含む不特定多数化しており、所有と経営の分離が不可避的であるということである。

* すなわち、一方で、この社会が私的所有制を基礎とする経済的自由主義の社会であるということ、すなわち、そこで営まれる経済活動は基本的に私的（個体的）所有主体同士の経済活動であると理念的に措定されていること、それゆえにまた、法的に言えば契約の自由とか私的自治とかが経済活動の基本原則となっている社会であるということである。つまり、私的自治ということ、経済活動の資金を拠出している企業主自

身がガバナンスを専有しているということなのであり、株式会社以外の形態においては基本的にそれは貫徹されている。ところが、他方で、株式会社という法人企業形態においては、資金拠出者すなわち株主は不特定多数化し、会社の経営などにはズブの素人の一般公衆も含まれることになる。しかも、株式会社における私的自治意思は、それゆえに、株主総会の多数決（一議決権の原則に基づく資本多数決）によらざるを得ず、私的自治意思すなわちガバナンス意思が希釈化されざるを得ないということである。

* この希釈化を補完しガバナンス力を補強するため、いわば私的自治の株式会社法的変容として重要な役割を果たすのが、客観的業務監査機能を担う業務執行機関から独立した監査役（会）制度の存在なのである。かつて株式会社制度が自由化されるに際して、弊害をチェックするための株式会社の第三の内部組織機関としていわゆる監査

役（会）が必須常設の機関とされた所以であった。企業統治改革（コーポレート・ガバナンスの強化）とは、この客観的業務監査機能をより一層高める努力をこそすべきでないといわざるを得ない。

桜の植樹と津波がれき

岡本幸代（H5卒）

今年の三月十一日の正午前、私は、仙台市宮城野区の海岸に向かっていました。現在、宮城野区役所に勤務している関係で、地域の方から記念植樹をするから来てみないかと声をかけられ、指定された場所に向かっていたのです。指定されたとおりに真新しい堤防に沿った緑地に着いてみると、三十人ほどの地域の関係者が顔を揃えており、海に向かつての黙とうに始まる短い式典が行われました。企業から寄付いただいたという樹高一メートルほどの桜の苗木は既に植えられており、メインイベントの記念撮

影では、スコップで桜の根本に土をかけるポーズを促されて写真に納まりました。東日本大震災の発災から十年の節目の日に、十五本の桜はこのように植えられたのです。この緑地にはこの十五本の木があるだけの草地です。主催した地域の方は、よそ者の私に、「ここは海風が強いけれど堤防が風よけになるだろう」とか、「盛土した土は固いから、根付きがいいように小さい苗木にしたんだよ」とかのんびり話しかけてくださるのでした。

十年前、私は、震災がれきや損壊した家屋の解体・撤

去で出来た廃棄物を処理するための部署、環境局震災廃棄物対策室に配属され、発災からほどなく津波浸水地域を視察したのですが、高砂橋から海側は橋相が一変していました。橋の橋脚には二階建ての住宅がそのままの姿でより掛かり、その先の中野小学校まで車をゆつくり進めると、焼け焦げたがれきと損壊した家屋とが混在する住宅地の先に二階建ての小学校の校舎が見え、校舎の海側には塞き止められたがれきの大きな山がありました。小学校の先には、



町蒲生と呼ばれる古いまちが
ありましたが、津波に嘗めら
れてなくなっていました。そ
の先に行くのは憚られ、引き
返したことを憶えています。
震災がれきは津波浸水地域の
ものをほかと区別して津波が
れきと呼びました。ご遺体や
貴重品や思い出の品を誤って
処理しないよう確認しながら
の撤去作業でしたが、今思え
ば本当に大変だったと思いま
す。

仙台市には、推計約四年分
の震災廃棄物の処理とそのた
めに使用する百三ヘクタール
の土地の原状復帰とを三年以
内に完了させるという果敢な
方針がありました。発災した
月末の三月三十日には不明者
捜索に係る津波がれき等の撤
去を開始し、宅地や農地のが
れきも順次撤去を開始しまし
た。五月二十三日には個人や
事業者の損壊家屋の解体・撤
去は受付を開始しました。当
時の職場は我々が復興の露払
いをしなければと気合も十分
です。そのような時期に、こ
んなことがありました。

執務室に年配の女性が一人
で訪ねてきました。話を伺
うと、私たちは言葉を失いま
した。女性が家の様子を見に
行くとき庭がめっちゃめちゃにさ
れ、あつたはずの花木がなく
なっていたのです。「あの花
は津波に流されずに助かった
ものなのに、あんなひどいこ
とを誰が何のためにしたので
しょう。」と、問われました。
調べると、そのあたりは損壊
した住宅が立ち並んで作業ス
ペースがとれないので、近く
の広い庭にがれきを仮置き
し、混入物の確認と搬出の作
業をしていました。しかし、
そのときに重機がその庭の花
木を潰したことは気づかなか
ったのです。もちろん、代
わるものなどありません。配
慮に欠けていると厳しい叱責
を覚悟しました。ところが、
私たちが写真を交えた説明を
終えると、「そういうことで
あれば仕方ありません。」と、
謝罪を受け入れてくださった
のです。

当時、作業のための私有地
への一時的な立ち入りは認め

られており、所有者への連絡・
承諾なしでも差し支えないと
する国の指針がありました。
被災町内会の会議での説明
や避難所等へ定期的な広報な
ど、できることはすべて行っ
ていきましたが、職員の行き届
かない対応に不意さを感じ
ることあつたらう思います。
今でも申し訳なく思います。
終わりに、あれから十年を
経て、避難していた方々の
現在をお伝えします。元と同
じ場所で暮らす方々、防災集
団移転事業で、新しいコミュ
ニティを築いている方々、ご
自身の決断で移転され、既存
のコミュニティに加入された
方など事情は様々ですが、主
だった落ち着き先は昭和十六
年に仙台市と合併した旧高砂
村の域内に納まっているので
す。古くからのコミュニティ
の絆が、地域の復興とふるさ
との再建を支える原動力なの
ではないでしょうか。

住民の生活、なりわいの 再建を最優先する復興とは

小西晴子(S57卒)

私は、2011年8月から
三陸沿岸の漁師町大槌町に通
い始め、今年2月7日にNH
Kで放送した「赤浜に生きる

築費が2倍になり、住民の生
活再建、なりわいの再生が後
回しになった。

“ロックンロール漁師”再起
の10年」まで、1本の映画(平
成27年の会報で紹介させてい
ただいた)と3本のTV番組
を作った。

2037年まで続く21%の
復興税を私は納得して払って
いるが、それは被災地域の住
民の生活となりわいの再建に
貢献したいからである。公共
事業の名の下に、一部の業界
が空前の利益をあげる便乗の
ような事業のためではない。

大槌町赤浜地区の10年の取
材を通して見えてきたのは、
国の被災地一律の復興政策の
限界である。岩手、宮城、福
島3県で約390キロメー
トルに及ぶ防潮堤の整備が、
町づくりの前提となったが、
14兆円を投じて建設された防
潮堤では、東日本大震災クラ
スの津波は越流し防げない。
さらに2013年の国土強韌
化計画と東京オリンピックの
公共事業の影響で、被災地では
作業員と資材が不足し高騰
し、宅地造成が遅れ、住宅建

住民の生活再建を最優先とす
る復興を実現するためには、
地域を守るの自分たち住民
であるという自立の気概、住
民の意思を計画決定に反映す
るシステム、そして紐付きで
ない「基金」などの財源が必
要だと思っている。
一方で失いたくないものも
はつきり見えた。それは風
土が育んだコミュニティの
力であり、手間ひまかける物
づくりであり、厳しい自然と



共生してきた住民の精神である。「自然に勝てるものは何もないが、人間にあるのは知恵、ならば最初から安全な高台に住宅地を作る」というシンプルな真理は、私の目を開かせてくれた。そして、「次の世代のために今ある資源を残す」という心の在り方に、

私は深く影響を受けた。大槌の市街地中心部が防潮堤で囲まれて海が見えにくくなってしまったのに対して、赤浜地区では住民が結束して高台への移転を行い、海の見える光景を維持することに成功した稀有な事例である（写真参照）。今だけこだけ金だけという経済

効率優先の思考、自然を抑え込む発想の対局にあるこの精神は、日本が未来へ繋いでいく希望であり、ここに私たちが進むべき道があると思っ

就活支援 「キャリアガイダンス」について

宮川 司 (H2卒)

平成2年に卒業した宮川司と申します。ここ数年在学に対して実施している「キャリアガイダンス」を紹介させていただきます。

しながら、平成29年夏の東京支部総会に参加していただいた新卒者の方々から、「学生時代のもっとも重要な関心事は、本人の進路すなわち就職先探しであったが、仙台ではあまりにも情報が少なく、先輩から進路や就職先の話を聞ける機会があればよかったです」との話が出てきました。

同年の秋には、当時の榊島法学部長から、「在校生に、様々な業界の仕事の内容を伝える機会を設けられないか？」とお話がありました。

当日は、法学部だけでなく、経済学部や工学部出身の卒業生が、各業界の概要説明を行い、ご自分の就職活動や日頃の社会人としての経験を元に、在校生からの質問に丁寧に応じています。最新回の内容は、チラシ写しのお

東北大学法学部では、平成15年から「進路を考える集い」が同窓会本部で開催され、平成22年まで8回続き、その後学部授業カリキュラムの一環として学校側主体で行われてきたと聞いております。しか

これを受け、東京支部会では、会長・事務局長を中心に、先ずはこの機会を実現し、のちに拡大

東北大学法学部では、平成15年から「進路を考える集い」が同窓会本部で開催され、平成22年まで8回続き、その後学部授業カリキュラムの一環として学校側主体で行われてきたと聞いております。しか

これを受け、東京支部会では、会長・事務局長を中心に、先ずはこの機会を実現し、のちに拡大

法学部の在学生の皆さんへ 参加費 不要

社会人になるための キャリアデザイン

社会で活躍している本学卒業生に、進路や就職活動などについて、本音ベースで聞いてみませんか？

○業界の中にあるからこそ、わかること
○在学中に、どのような準備をすればよいの？など

参加業界・企業(順不同)	以下すべての業界の講師にお願いして実施いたします。
業 界 名	業 界 名
鉄道	JR東日本 電力 東北電力
鉄道	JFEスチール 商社 三井物産
銀行	農林中央金庫 IT 富士通
	三井住友銀行 生保 日本生命
自動車	セブチ銀行 シンクタンク
	トヨタ自動車 複数のシンクタンクを総動員し 清池技術研究所にて実施中

全体統括 法学部同窓会東京支部会 宮川司(住宅金融支援機構)

※トヨタ自動車の会社案内は、会社紹介アプリにダウンロード。

日時 2019年6月29日(土)12時~16時半
場所 川内南キャンパス文系総合会議棟2階
申込方法 0月21日(金)までに、法学部棟2階
掲示物コーナーに貼ってある用紙に
記入してください。
※法学部以外の学生は所属部の規程に従ってください。

お問い合わせ
・当日は、学生証を準備のうえ、お越しください。
・ご来校は、参加費を申し渡す必要はありません(キャンセル代など)
主催 東北大学法学部同窓会 法学部同窓会東京支部会

りです。

法学部長には、学部内外の交渉をしていただくなど大変お世話になっております。また、法学部をはじめとする各学部職員の方々には、事前の在学生さんへのお知らせ、参加申し込み受付、当日の会場設営など多大なご協力を頂いております。本当に、ありがとうございます。

当日や当日の参加者集めの意味で、事前に自主ゼミを訪問したり様々な手段で、「キャリアガイダンス」開催のお知らせと参加依頼をさせて頂いておりますが、そのなかで、次のように感じています。

就職活動というと、昔は、企業の方々が来仙して志望する学生さんとお話することが一般的でしたが、時代の流れとともに、東京での活動やインターンシップ、オンライン活用が一般的になってきたようです。そんなとき、事前に、卒業生の経験を聴いたり本音ベースの話をしたり、似たような体験をしておく、効果があるかと思えます。ま

た、キャリアガイダンスでは、在校生が社会人になったとき、就職先以外の卒業生の知り合いを作るきっかけになると思えます。

今後、在学生には、このような機会を活用して頂きたいです。私自身は、就職活動の際に、諸先輩をお伺いしていろいろと教えていただき、とても感謝しております。

在学生にとって、東北大学に在学しているのは、とてもありがたいことだと思えます。東北大学は総合大学で、知の資源がたくさんありますから、法学部の授業だけではなく、各学部での講演会などを聴いたり、図書館で様々な分野の本を読み、学部を越えた知り合いを作りながら、世の中を出来るだけ俯瞰的に見る眼を養い、ご自分の基礎を作る事ができます。

東日本大震災を経て、東北大学は、新たなステージに来ていると思えます。東北大学ホームページの「東北大学ビジョン2030」や「震災10年の知と未来事業」のサイト

などをご覧になると、大學の目指す方向性が説明されています。

在学生、卒業生の皆さんには、是非、法学部同窓会や校友会（全学部の同窓会）のイベントに参加していただくよ

仙台の書店今昔

清水 廣行 (S39卒)

うにお願いします。皆さんの相互に話すことで、様々な人生や価値観を知り、時には、お仕事に結びついたり、人生のヒントに気づくことがあると思います。

子供のころから読書や街をぶらつくことが好きで、当時生家近くの花京院にあったスガヤ書店（後年錦町市電停留所前に移転しその後廃業）を皮切りに市内の書店や図書館を訪ね歩いてきた。もとより行動範囲内であつてもすべての書店を覗いたわけでもないが、あれこれと様々の時代の記憶を辿ってみる。皆様の学生時代の仙台を思い出すきっかけになれば幸いです。子供のころ仙台中央部の老舗書店といえば、東一番丁の高山書店と金港堂、新伝馬町の宝文堂、国分町の丸善と決まっていた。

金港堂が一番の老舗で明治からの歴史を有する。南町通りから東一番丁に入って間もなくの右側に店舗を構え、建物は改築されているが今も健在である。昭和55年には東一番丁広瀬通り角のフォーラスの最上階に当時最大級の支店を構えたが、洋書や各分野の専門書などフォーラスの客層とうまく合わず平成10年閉店した。現在は泉区に開発された泉パークタウンの一角に泉パークタウン店も営業している。

国分町の丸善は広瀬通りから南に数軒入ったところの木造二階建ての店舗で洋品・文

具書籍を扱っていた。古くからの洋書取り扱いで大学関係者の利用も多かった。その後書籍部は昭和35年には金港堂から壺式参（いろは）横丁をはさんで北側の東一ビルの1階に移転した。半年ほどは国分町店との2店舗だったが洋品部も東一ビル2階に移り国分町店は閉鎖された。この東一ビルも老朽化で取りこわしになり、丸善書籍部は、X橋のたもと・名掛丁入り口に建てられたAERビルの1階に移転して現在も在庫50万冊の大型店として営業している。仙台駅からのペDESTリアンデッキとも直結しておりいつも混み合っている。

高山書店は平成19年に経営破たんして閉店。東一番丁店は、その後NYブランドの高級バッグ販売店「コーチ」になっている。仙台駅前日之出会館ビル1階にあった仙台駅前店も同じく閉店となり、現在同ビル跡地は駐車場になっている。

宝文堂は、♪本ならなんでも宝文堂、本のデパート宝文

堂・・宝文堂は本の店トのコマーシャルでお馴染みだった。仙台藩に関する基礎文献史料の復刻など地元関係書籍を数多く出版してきたが、経営不振で平成24年(2012)惜しまれつつ廃業してしまった。

高山書店の斜め向かいにあったアイエ書店も大型店化の波に抗しきれず、他県の店に吸収合併され東一番丁店と仙台駅前西口正面ペDESTリアンデッキに直結していた駅前店(あおば通角のビル2階)、共に平成17年(2005)閉じてしまった。現在は医学書関係に特化して長町で営業している。

ジュンク堂は神戸から全国展開、後年ジュンク堂丸善書店として丸善C H I の傘下に入っている。しかし店名としてはジュンク堂、丸善を使い分けている。仙台では仙台駅前東五番丁角にあった十字屋百貨店の後釜TRビル地下のTR店を旗艦店として、いつとき東五番丁を挟んだ向かい側の西武ロフトやイービーンズにも支店を展開して仙台

駅前を席卷していたが、今はジュンク堂TR店とA E R の丸善とに集約している。

東一番丁、市役所から下った定禅寺通り、現在の吉野家・ドトールコーヒー店のところにかつて残間果物店と並んで雑誌類を大きく平積みしていた米竹書店があったが今は共になく、米竹書店は18年前二日町に移転して営業を続けたが3年程前に閉店、上杉に居を移して無店舗配達販売を続けている。国分町には市役所の近くに蜂書房があったが今は駐車場に、市役所電停前で電車到来を気にしながら覗いていたえんじゅ書房も無く今は市役所前催物広場となっている。三越定禅寺通り館の地下2階には石巻から進出してきたヤマト屋書店があり大型店として夜10時まで開店、地下鉄南北線に直結して足の便もよく広く市民に利用されている。虎屋横丁手前、現在「餃子の王将」あたりに雑然とした感じの古書も扱う佐藤書店があったが高度経済成長期さなかに閉店した。やや下った

左手江陽会館手前サンシャインビル1階にはあゆみブックス仙台一番町店がある。東日本大震災で一時間閉店し、東二番町広瀬通り角のビル1階で営業していたが復活した。

南町通りを渡り東北大学片平キャンパスに向かうと、画廊を併設したフジヤ書店がウナギの老舗開盛庵隣に、その先には好古堂書店・昭文堂書店・文盛堂・熊谷書店・新燈社書房などの古書店が軒を連ねていたが、東北大が川内・青葉山に移ってからはくしの歯が抜けるように廃業して今は熊谷書店と文盛堂の2軒のみ。片平キャンパス手前、かつての学食跡に建った北門会館1階には生協が院生を相手に書籍を並べている。ちなみに生協は川内キャンパスを始め各キャンパス内にそれぞれの学部学生相手らしい品そろえて展開している。田町通りの古本万葉堂も閉店したが、平成10年代初めに愛宕橋から移転した塩川書店は現在も営業中。木町通北二番丁にあった清水古書店も商店街衰退の中に消え、大手町大橋たもとの古書店尚古堂も数年

前に閉店し、街中で気軽にのぞける古書店がなくなったのは寂しい。

大町から駅前にいたる中央通り(現在のクリスロード)に宝文堂やブックストア鳳・東五番丁角の仙台書店などがあったがいずれも今は無い。南町通り東五番丁角には協同書店もあったが駅前再開発の中で姿を消した。イービーンズ(かつてのエンドー)にはコミックを主力とする喜久屋書店が6階に構えている。このイービーンズでは毎年全国から多くの書店が出品する古本まつりが今も開催されている。ジュンク堂は東五番丁仙台駅側の西武ロフト8階にも店舗を構えていたが震災で閉店。その後教文堂が入店したが昨年閉店した。仙台エスパル本館3階にはくまざわ書店、駅ビルにブックエキスパレスが2階及び新幹線改札口内にあり、いずれも待ち時間に利用する客が多い。仙台駅東口側ではかつて二十人町・鉄砲町にあった商店街は宅地化に飲み込まれ面影を留めず、

二十人町の新生堂もそのおりで平成半ばには姿を消した。五橋には連坊小路入り口近くに市電華やかなりし頃マツオ賑わっていたが無くなって久しい。荒町にはカンノ書店があったが店主が亡くなり今はない。長町は現在仙台の副都心として再開発著しくいろいろ書店もあるようだが、たまにザ・モール長町店3階にある大型店紀伊国屋書店を覗くとどまる。八幡町方面には造酒屋天賞跡にできた生協のあるレキシントンプラザにヤマト屋書店やTSUTAYA A が進出している。北に目を転ずれば、北鍛冶町には柗書店・耽書房や小山書店などがあったがこれまた姿を消してしまった。泉方面では金港堂(80万冊の在庫)、八文字書店、宮脇書店などあるが私が訪れる機会はほとんどない。

かくして仙台の地元書店は軒並み大型店化の波の中、金港堂を除いて殆どが生き残れなかった。現在は、ヤマト屋

書店(仙台三越地下2階他)、ジュンク堂(TR店)、丸善(AER店)紀伊國屋書店(長町地区)、TSUTAYA書店(泉店他)などが大型店としてしのぎを削っている。語学書コーナーの賑わいに比べ洋書取り扱いが進まないのは学都として残念。

私が川内教養部時代、大学の図書館は川内生協向かい一段下がったところの川内図書館と片平の図書館本館があった。現在では、川内キャンパス整備の中で川内図書館はなくなり、戦前からの伝統を誇る片平の図書館は学生の川内地区移転に伴い、川内南キャンパス・法学研究棟の向かいに、電子機器の発達に対応する閲覧場も広いコンクリート造りの明るい大図書館に生まれ変わっている。片平の建物は以前の風格のまま東北大学史料館として利用されている。その他図書館の現状は字数の制約もあり同窓会HPに掲載します。

本部だより

「令和2年度収支決算(案)」と「令和3年度予算(案)」 単位：円

★収入の部

(▲) は収入の減少

項 目	令和2年度予算	同左決算	予算対比	令和3年度予算
1) 会費等	5,200,000	6,097,500	897,500	5,700,000 (年会費・一般会員および新入生会員)
2) 利 息	675	647	▲ 28	640 (実績勘案)
3) 広告料	0	0	0	0
4) 雑収入・その他	30,000	9,000	▲ 21,000	20,000 (寄付金等)
合 計	5,230,675	8,060,147	※ 2,829,472	6,720,640 (「桜基金」100万円を見込む)

※収入合計の決算額・予算対比には、「桜基金」195.3万円を含む。

★支出の部

(▲) は支出の減少

項 目	令和2年度予算	同左決算	予算対比	令和3年度予算
1) 会議等	100,000	6,000	▲ 94,000	100,000 (昨年予算並み)
2) 事業費(会報発行ほか)	800,000	457,118	▲ 342,882	630,000 (会報作製費・賛助金等)
3) 事務費(旅費・人件費等)	3,340,000	1,687,252	▲ 1,652,748	3,125,000 (旅費・データ管理費・コンビニ手数料)
4) 通信費(郵送料ほか)	560,000	349,681	▲ 210,319	435,000 (会報郵送)
5) 振替手数料	150,000	208,294	58,294	210,000 (実績勘案)
合 計	4,950,000	2,708,345	▲ 2,241,655	5,500,000 (「桜基金」関係支出100万円を含む)

★収支差額の部

項 目	令和2年度予算	同左決算	予算対比	令和3年度予算
1) 収支差益	280,675	5,351,802	(増加) 5,071,127	1,220,640
2) 前期繰越金	20,890,211	-	-	26,242,013
3) 次期繰越金	-	26,242,013		27,462,653 (見込み)

※決算案・予算案は、理事会・総会の承認をもって正式決定されます。

(1) 令和2年度収支決算(案)と令和3年度予算(案)

1. 会費納入額の大幅向上—コンビニ集金が43% 納入速度も一気にアップ

令和2年度は、これまでの目標だった一般会員1300件を大きく上回り、1540件の会費を集めることができました。特に今年度から導入したコンビニ集金の効果が大きく、662件と全体の43%を占めました。8月までの3ヶ

月期間限定利用のため納入スピードが早まるという効果も生んだようです。改めて会員の皆様のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。しかし一方で、コロナ禍のため、年度冒頭から地方の同窓会が開催できないとか理事会をはじめすべての全体会議ができない、また大学の行事も行われぬなど同窓会活動がほとんど不能に陥ってしまいました。このため、令和2年度予算計上していた活動費がほとんど支出されず、大幅な収支差益として財産に繰り入れられることになってしまいました。誠に残念なことです。

2. 令和3年度の予算について—会員の意識アンケート調査実施

令和3年度につきましては、同窓会活動復活に対応できるようにとの前提で支出予算を組み上げ、収入についても前年度同様の会費納入を期待いたしました。今のところ依然として活動の全面回復が厳しい現状ではありますが、一日も早いコロナ禍解消を待つのみです。今年度の重点施策として、「会員の意識調査」を行うこととして、事務費雑費の中に若干の予備費を組み入れました。昨年ごろからの傾向として、従来同窓会の支柱となっていた方々が少し年代を下げつつありますので、各年齢層が今後同窓会に何を期待されているのかをお聞きすると共に、近い将来のWEB対応に備えて皆さんの環境がどのような現状にあるかもお聞きして今後の運営に役立たいと考えます。会報に同封してアンケート用紙をお届けいたしますのでご協力をお願いいたします。

3. 「桜基金」について

今年度は53名の方から195万3千円と多額のご寄付を頂戴いたしました。心からお礼を申し上げます。目下大学の窓口を通じて仙台市と協議を進めており、植え替え必要な桜の選定を専門家をお願いしているところで、令和2年度の支出はまだ行われておりません。今年度は具体的に植え替える桜の選定したうえで時期、経費などをさらにつめてまいります。1本でも多く植え替えて「中善並木」を維持していきたいと思っておりますので、本年度も引き続き「桜基金」へのご寄付をお願いしたいと存じます。(郵便振替の赤の用紙をお願いいたします。「東北大学法学部同窓会」02270-7-299))

なお、「桜基金」と称しても特に「基金」を作ることはせず、法学部同窓会の財産に繰り入れて他に流用しないこととして枠管理し、桜対応終了まで維持してまいります。この点ご了承を賜りますようお願いいたします。

(2) 令和3年度行事予定

令和3年	8月27日	北海道支部総会	
4月26日	第1回運営委員会(メール審議)	9月	新潟支部総会
5月31日	同窓会「会報」発行	9月17日	大阪支部総会
6月03日	監査会議	9月24日	第2回運営委員会
6月12日	広島支部総会(ZOOM利用)	10月29日	福島支部総会
6月19日	理事会(メール審議)	令和4年	
7月03日	東京支部総会	1月26日	第3回運営委員会
7月16日	岩手支部総会	3月	卒業祝賀会

開催中止：法祭大、東海支部総会・同窓会総会・宮城支部総会・山形支部総会

開催日時未定：法科大学院部会・秋田支部・青森支部の総会、学術振興基金関係行事

なお、それぞれの開催会場・時間等の最新情報は同窓会HPを参照ください。

(3) 学術振興基金(理事長：蘆立教授)

多くの先輩方からのご支援により創設された学術振興基金も、活動を始めて20年が経過しました。当初は、法学・政治学に係る研究教育活動に対する助成ということで、学会開催準備や海外大学との交流等への助成も行われましたが、現在では在学生の自主ゼミ活動への支援が中心となっております。対象自主ゼミも次第に拡

大して、当初からの院生による研究紀要「東北法学」刊行会をはじめ、無料法律相談所・模擬裁判実行委員会(H14)・法社会学研究会(H16)・倶楽部国際法(H17)・法科大学院生司法試験受験対策のための裁法研究会(H19)・NEGOISTIC!・仙台模擬国連(H26)・公共政策研究会(H29)の8グループとなりました。今後も必要に応じて拡大したいと思います。昨年度は思わぬコロナ禍に見舞われ、自主ゼミ活動も大きな制約を余儀なくされました。そのため、助成も具体的な活動が認められた「東北法学」刊行会(17万円)・無料法律相談所(8.5万円)・模擬裁判実行委員会(9万円)の3団体となりました。「東北法学」刊行会は紀要第54号を昨年9月、第55号を本年3月に刊行しました。無料法律相談所は活動基礎資料となる加除式法令集の更新を行い、模擬裁判実行委員会は公演を事前収録し、本年1月にその動画をインターネット上で配信しました。法社会学研究会は遅れていた一昨年の研究報告書を発行しました。

(4) 中善並木の現況と募金のお願い

中川先生と学生との触れ合いに由来する「中善並木」については、これまでも度々同窓会報の巻頭写真に登場し、また、第41号での先生ご自身の「法一亭のベソス」をはじめ、多くの皆さんからの寄稿文が第3号・25号・35号・40号並びに同窓会50周年記念誌第Ⅶ章に掲載されています。「若き日の友情と感激のために」の先生筆の碑は北大クラーク先生の「Boys be Ambitious」に匹敵するもので、もっともっと多くの人に知られてほしいエピソードです。現在地に40本の並木が植樹されて55年を経過しましたが、その間枯れ死んだ樹もあり、6年前に6本の植え替えを行いました。その後も老木化が進み並木の維持にはさらなる更新が必要となっております。

現在大学本部財務部局と造園業者を交えて打ち合わせを行っていますが、今年の花付きを確認したうえで最小限必要な植え替えを実施する運びであります。植替えは現在のソメイヨシノに代えてその後継樹と目されるジンダイアケボノで対応させる計画です。前号で植替え基金賛助のお願いをした結果、故林屋先生からの百万円を筆頭に53名合計1,953,000円が寄せられました。既に植樹が必要な4本、枯枝切除など樹形整備が必要な5本が当面の手入れ対象候補として挙げられ、今後の樹木老化を考えるとより一層の資金確保が必要です。そこで今年度さらに百万円以上の基金積み増しを皆様をお願いする次第です。毎年美しい花を咲かせ学生のみならず市民にも愛される「中善並木」を末永く残すことができるよう皆様のご協力をお願いいたします。

ご賛同いただける方は下記郵貯口座または事務局への郵送でご厚志をお寄せくださるようお願いいたします。その際振込用紙に「中善並木基金」の旨書き添えてください。

ゆうちょ口座：仙台 02270-7-2999 東北大学法学部同窓会 (振込料同窓会負担・赤の振込用紙を利用してください)
〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1 東北大学法学部同窓会事務局

令和2年度 卒年別会費納入状況 (件数)

(会報掲載用資料)

卒年	昭16	19	22	26	27	28旧	28新	29	30	31	32	33	34	35
件数	1	1	2	1	4	7	9	20	15	21	34	24	35	49
卒年	昭36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
件数	38	34	29	44	24	29	23	45	37	33	37	36	42	29
卒年	昭50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
件数	40	26	44	36	44	36	42	30	37	27	17	21	19	17
卒年	平1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
件数	11	19	25	21	14	19	8	9	15	7	13	8	8	9
卒年	平15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
件数	6	7	5	10	6	8	5	4	2	4	2	10	4	9
卒年	平29	30	令1	2	院修了	公共修了	法科修了	新院生	新入生	その他	合計			
件数	10	9	6	7	12	14	48	29	126	27	1695			



卒業生進路状況

令和2年度の卒業生は学部生で164名です。大学院修了者は法学研究科前期で7名・後期で1名、法科大学院で27名、公共政策大学院で33名です。合わせて232名が新たな道へ巣立ちました。卒業生及び研究大学院修了生の進路状況は取りまとめ結果判明次第同窓会HPにてお知らせします。専門職大学院関係の行き先は、法科大学院卒は全員司法試験受験予定（うち1名は裁判所事務官を兼ねながら）。公共政策大学院関係では、全農協連合会2名、農林水産省・厚生労働省・宮城県庁・仙台ひとまち交流財団・相馬市役所・丸森町役場・仙台市議会議員・墨田区・自治医大・東北大工学研究科・災害科学国際研究所・独法福祉医療機構・国立病院機構あきた病院・陸自幹部候補生学校・電力広域的運営推進機構・日本政策金融公庫・日本商工会議所・商工中金・七十七銀行・東日本高速道路・JR東日本・日経新聞社・ニッセイ情報テクノロジー・富士通総研・積水化学・(株)関通・楽天・(株)アグリメディア・アビームコンサルティング・Bytedance(株)・人材関連コンサル自営・立憲民主党が各1名となっています。

会報第47号で未掲載となっていた令和元年度学部卒業生161名及び研究大学院修了生（前期4名・後期1名）の進路情報を教務係より提供いただきましたので、取りまとめ掲載いたします。

複数名が就職したのは、裁判所12名（東京高裁・札幌家裁・仙台地裁・青森地裁・東京地裁・前橋地裁・長野地裁等）、宮城県庁・東北電力が各4名、国交省・三菱UFJ銀行・商工中金が各3名、人事院・厚生省・山形県庁・群馬県庁・茨城県庁・埼玉県庁・東京都庁・仙台市・三井住友銀行・三菱電機・大和証券・ニトリが各2名、でした。各1名の就職先は、一般企業・団体で、アイヴィス、アビームコンサルティング、IHI、インフォメーションデベロップメント、NTTドコモ、MXモバイリング、大林組、オプト、KADOKAWA、カラック、川田建設、川崎重工業、関東西濃運輸、ぎょうせい、共同通信社、KDDI、享未来、コムチュア、住友商事、JA全農宮城、JTB、住宅金融支援機構、Speee、全農協連合会新潟本部、第四北越フィナンシャルグループ、タッチアップ行政書士、第一生命、第一法規、TDIゼットサービス、TDK、ニッソーネット、日本貨物鉄道、日本銀行、日本政策金融公庫、日本製鉄、日本生命、日本総合システム、日本郵船、野村総合研究所、阪和興業、パーソルプロセスアンドテクノロジー、船井総研、三菱倉庫、三菱日立パワーシステムズ、村田製作所、リクルート住まいカンパニー、リブセンス、リンクアカデミー。官公庁で、警察庁、陸上自衛隊幹部候補生学校、特許庁、東京出入国管理局、農林水産省、防衛省、法務省、参議院法制局、青森県、千葉県、栃木県、長野県、新潟県、北海道庁、東京都特別区、荒川区役所、下野区役所、福島市役所。進学先は、東北大学大学院、一橋大学院、MCL盛岡公務員法律専門学校。研究大学院修了では、七十七銀行、キャメロットヒルズ、いわき市役所、台湾の大学講師が各1名。1名が就活中です。なお、専門職大学院での追加就職先は神奈川県庁1名、2名が未届、司法試験合格者は14名でした。



自主ゼミだより

○無料法律相談所

皆さん、こんにちは。東北大学無料法律相談所（通称・法相＝ほうそう）です。法相は、市民の方々の法律相談にお答えする活動をしている自主ゼミです。

法相には現在4年生20人、3年生40人が所属しています。土曜日を活動日とし、私たち所員が法律相談に答えています。相談内容は親族・相続に関する問題や契約、労働に関する問題などです。電話やメールで寄せられた相談について、授業で習った知識を使い、教科書や書籍などで調べつつ、所員の間で相談しながら回答を作ります。作った回答は法学部の先生方や弁護士の方などとすり合わせた上で、土曜日に質問者の方にお伝えします。

法相に所属すると、回答を作る際はもちろん、それ以外の活動の中でも先生方や弁護士の方と話せる機会が多くあります。例年、法相には2～4年生が計70名程度所属しているため、先輩に勉強やアルバイト、大学生活のことなどを聞きやすい環境にあります。所員の進路としては、法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）を志望している学生が一定数いる一方で、公務員や民間企業を志望している人もいます。先輩の進む進路の

幅が広いため、進路の相談もしやすいと思います。

一般市民の方の法律相談に答えるというのは非常に貴重な機会であり、法学部生としてだけでなく、この社会に生きる者として勉強になることが多いです。回答を作るのは簡単なことではありませんが、回答の作成や相談の受け付けなど、活動に関しては先輩が手厚くサポートするので、安心してください。

興味を持った方は、ぜひ所員に気軽に声をかけてください！法相所員一同、皆さんと活動できることを楽しみにしています。

活動場所：文科系総合講義棟1階 法ゼミ室1

連絡先（公式LINE）：@022orhnd

○模擬裁判実行委員会

【活動内容】

東北大学法学部模擬裁判実行委員会は「法学部生としての視点から社会問題を取り上げ、裁判劇を通して、法と社会の関わりについて市民の皆様と考えていただくきっかけを作る」という理念のもと、毎年川内萩ホールにて模擬裁判劇の公演を行っています。令和2年度は「少年犯罪」をテーマに、オンライン公演を行いました。模擬裁判とは、法科大学院等の授業で行われているもので、これらは実際に行われる裁判とはほぼ同様の手続きや法律に則って行われます。そのため、専門用語が多数使用されるなど、法律の知識を前提としたものが多くなっています。それに対して、当委員会が上演させていただいている模擬裁判は他の多くの模擬裁判とは異なり、「劇」の形をとっているため、緊張感のある法廷シーンに加え日常シーンでの人々のドラマが描かれているのが特徴です。

テーマ決め、劇作、演出、資金集めなど、公演の為に必要な活動は殆ど全て委員だけで行います。一年間かけてじっくりと準備し作り上げた模擬裁判劇を市民の方々に提供しています。

【ゼミの特徴】

一年生から三年生までの全員が積極的に関わるのが大きな特徴です。基本的に一年生は劇を演じ、上級生は劇作や団体の運営を行っています。横のつながりも縦のつながりも強いため、コロナがなければ旅行に行ったり、遊んだりということもしています。

また、活動理念が利他的であることも特徴の一つです。もちろん自分たちの学びも兼ねていますが、専ら法知識の社会への還元を目的としているため、他者にどう伝えるかということを常に意識しなくてはなりません。他者を意識し思考することは、法学部生としても一市民としても非常に重要なことですから、そういった意味では利他性と利己性を両方備えた活動と言えるかも知れません。誰かの役に立てる様に活動していたら、結果自分の役にも立っているという様なイメージでしょうか。兎に角やりがいがあります。

興味があったら是非ホームページを覗いてみて下さい。

【連絡先】

住所 980-8576 宮城県仙台市青葉区川内 27-1 東北大学法学部棟内

E-mail tohoku.mogisai@gmail.com

ホームページ tohokumogisai.jimdofree.com

○法社会学研究会

法社会学研究会（法社研）は、社会問題と法制度との関連を探求していくことを目的として活動しています。法社研では、前期・後期の最初の月に「テーマ」を立て、半年間の基本的な方向性を決定します。例えばこれまでには、COVID-19、交通問題、日韓・日朝問題、教育行政などを扱ってきました。こうしてテーマを策定した上で、主には次の二種類の活動を実施します。

①ゼミ活動

選定したテーマに沿って、各々が社会問題について調べてきて、レジュメにまとめます。そして、毎週の活動の中で、調べてきたことを発表し、それをもとに全体でディスカッションします。ドキュメンタリーを視聴することもあります。

②フィールドワーク

普段のゼミ活動での学びを踏まえつつ、疑問や興味のあることや、さらに深く探求していきたいことについて、夏休み・春休みに、その分野に精通した当事者や研究者、行政機関を訪れ、実際の現場の状況や法制度の課題などのお話を伺います。

私たちの特色としては次の三点が挙げられ、新入生の皆さんにとってメリットがあることだと思います。

- ①時事に強くなれて、日常や就活など他の場面で活かせる！
世間で話題になっている事柄やその背景にある日本社会の構造をしっかりと学ぶことができます。メディアで見聞きする情報も積極的に考えられるようになり、将来的に社会人となった後も大いに役に立ちます。
- ②貴重な経験ができ、社会人にとって必要なスキルが習得できる！
法社研では、フィールドワークを通じて現場の方々からお話を伺うという貴重な経験ができます。また、メールでのやり取りなどのスキルは社会人になってからも有益なものです。
- ③授業、他の部活動・サークル・自主ゼミ、アルバイトと両立できる！
活動が大変かと思われるあなたは心配不要です。期末テストのある7月・1月は休みですし、活動は強制ではないので忙しい人は個々の状況に合わせて対応します。実際、現メンバーも学友会やボランティアなどに励んでいます。また、オンラインも併用するので、自宅や大学以外からでも参加可能です。

ぜひ法社研と一緒に活動できることを楽しみにしています！

E-mail : hoshaken_tohoku@outlook.jp note (ブログ) : https://note.com/hoshaken_tohoku

Twitter : @hoshaken LINE : <https://lin.ee/1lhlzcz>

匿名質問箱 : <https://peing.net/ja/hoshaken>

○倶楽部国際法

私たち倶楽部国際法はその名の通り、日々国際法に関する知識・理解を深める活動を行っています。活動、と一言で表現しましたが、その大半は私たちが夏と冬の年2回参加する模擬弁論大会の弁論準備のことを指します。

具体的にどのようなことを行っているかを知っていただくために、まずは大会の内容についてかいつまんで説明します。大会において、私たちは架空の国際紛争の当事国代理人として法廷に立ち、原告・被告それぞれの立場から弁論を行います。ここで、用意したものをただ発表するだけではなく、裁判官役としてお呼びしている日本国内外の著名な国際法学者の方々からの質問を受けます。もちろん想定問答集のようなものも用意しますが、常に予想通りの質問をされるわけではないので高度な対応力が必要とされます。また、大会で採点の対象となるのは弁論だけでなく、メモリアルと呼ばれる各参加チームの主張を書面にまとめたものも含まれます。通常、メモリアルは大会の二か月ほど前に提出し、主張の内容の大半をこの時まで決定します。答えが一つとは限らず、さらには完全な解答など存在しないかもしれない難題に対して、全員で幾月もの時間をかけて、各々の意見をぶつけ合いながら、より説得力のある完成度の高い回答を目指して努力していくことの面白さが私たちの活動には詰まっています。

ここまでの紹介から硬派なサークルのように思われるかもしれませんが、大会準備期間外には部員皆で遊びに出かけたり、食事を開催したりとメリハリのある活動を行っています。今年度は、新型コロナウイルスの影響で大会がオンラインで開催されることになり、また会議やリサーチも例年通りとはいかない状況にあります。しかし形は変われど、私たちの目標は変わりません。来たる大会に向け部員全員で力を尽くし、主張を研鑽していきます。私たちの活動に興味をもっていただけましたら、ご連絡は以下のメールアドレスもしくはTwitterアカウントからよろしくお願いいたします。

メール : tcil.tohoku@gmail.com Twitter : @clubkokusaiho

○Negoistic!

こんにちは！東北大学法学部自主ゼミのNegoistic!です！私たちは1、2年生を中心に、毎年11月頃に開催される「大学対抗交渉コンペティション」に向けて活動している自主ゼミです。この大会は、2020年度は新型コロナウイルスの影響でオンラインでの開催でしたが、例年は東京の上智大学で開催されています。大会では、大学対抗で「仲裁」と「交渉」を行い、そのスキルを競います。

「仲裁」とは、争いを解決する手段の1つで、各大学がある企業の代理弁護人として、自分たちの企業を勝たせるために弁論し合います。大会の準備期間には、問題文から事実関係を整理する、主張を組み立てる、主張内容を書いた書面を作る、相手の反論を考えるなどを行い、実務に近い経験を積むことができます。裁判に似ているので、法曹系志望の方におすすめです！また、ディベート力や論理的思考力、法律

の知識も活動を通して身につくので、大学の授業の理解にも役立ちます！

「交渉」では、企業の副社長や部長といった重役の立場となり、問題文や秘密情報をもとに自社の優先する項目などを決め、相手企業と win-win の関係になるように利害関係を調整していきます。「交渉」では、プレゼン能力や社会のマナー、戦略を練る力が身につくため、公務員、民間企業などを志望している方に特におすすめです！

私たちのゼミの面白さはなんと言っても、実際の「仲裁」や企業間の「交渉」に近い経験を、楽しみながらできるという点にあります。その経験を通じて、自分の成長を実感する事もできますし、大会が終了した時には大きな達成感を味わうことができます。さらに、大会や大会に向けた練習試合では、国内外から集まる多くの学生や、第一線で活躍する弁護士、教授や有名企業の社員の方と交流することもできるため、とても貴重な経験をすることができます！

また、私たちのゼミは素敵で優しい先輩がたくさんいて、楽しく活動することができます。加えて、自主ゼミは学生が中心で活動する法学部特有のサークルのような団体なので、気軽に参加することができます。他のサークルや部活動との兼サーも可能です！わからないことなどがあれば、お気軽にメール、またはツイッターのDMでお問い合わせください！大学生活を充実させたい、スキルを身につけたい、新しいことがしたいという方は是非私たちと一緒に活動しましょう！

連絡先

Mail : negoistic.tohoku@gmail.com

Twitter : @Negoistic

○仙台模擬国連は公共政策研究会と合併しました

仙台模擬国連は H26 年以來基金からの支援を受け、普段あまり目を向けない国際社会全体の課題を各国の様々な視点からとらえるとともに、その利害調整のやり取りを通して交渉術を磨くゼミ活動を行ってまいりました。しかし、昨年度新入生の加入がなく人員的に独自の活動が困難になりましたので、今年度から公共政策研究会と合併して活動を行ってまいります。

○公共政策研究会（公政研）

皆さんこんにちは！公共政策研究会です。いきなりですが公共政策研究会と聞いて、少し身構えた方もいるのではないのでしょうか。安心してください。名前のインパクトほどたいそうな自主ゼミではありません（笑）。ですので気を抜いてお読みください。

では私たちは何をしているのかというと、皆さんもよくご存知のディベートです。ディベートというところある議題に対して参加者が意見を述べていき、挙げられた意見をもとに話し合いを進めていくというものをご想像されるでしょう。企業の面接や公務員試験でも取り入れられています。非常に難しいものですが、私たちの自主ゼミではこのディベートをみんなと協力しながら行っております。具体的には、各グループが議題を決め、レジユメを作成します。そして、ディベートはそのレジユメに基づいて進めていきます。そのためあまり自分が精通していない分野でも、レジユメを読めば意見を形成できるようになっています。よくあるテーマとして、地方自治・労働問題・農業関係・観光関係・外交問題・教育関係・エネルギー政策などを扱います。より具体的に言うと、昨年度は「日本の有給休暇取得率の向上を考える」、「外交・安全保障—技術力と安全保障—」、「原子力発電の是非」などについて議論しました。グループには必ず上級生が付きまますのでレジユメの作成の仕方に関しては心配無用です。そしてこのレジユメ作成は1 Semesterに1度という頻度なのでさほど負担はありません。言い忘れてましたが、公政研の活動は多くても週に1回（皆さんの都合の良い時間帯を調査した上で決定します）なので、他の部活動やサークルとの掛け持ちも可能です。実際に公政研のメンバーの多くは他の団体との両立を図っています。

最後になりますが、この自主ゼミの魅力はディベートを通して新たな知見を得られるところです。一人で考えていると都合の良いところで完結してしまいがちですが、意見を交わすことで一人では気付かなかったことに気付くことがあります。その感覚はただ本などを読むだけでは体験できないものです。是非皆さんにその経験をしていただきたいと思っています。もし少しでも興味をお持ちいただけましたら、記載の連絡先までお問い合わせください！ tu.koseiken@gmail.com

支部だより

北海道支部

東北大学法学部同窓会

北海道支部の紹介

西澤 香衣

北海道支部の設立時期は明確ではありませんが、昭和30年以前から活動していたようです。現在は毎年8月に総会とビール会を開催しており、25名前後の会員に出席いただいています。札幌在住の会員が多いですが、札幌市外や北海道外からも出席があります。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、残念ながら開催を断念しましたが、次回は開催できればと思っています。

また、当支部は東北大学北海道同窓会連合会の活動に非常に貢献しており、これまで会長に複数名就任するほか、長らく事務局長も務めています。そのため、当支部との連携がスムーズに図られ、新規会員情報については、ご本人同意のうえ情報を共有しています。

一度出席いただくと続けて出席される方が多いのですが、昨今の課題は若年層の会員の出席がなかなか伸びないという点です。

本部から同窓会長や事務局長にご出席いただいて、大学の現状がわかるほか、若年層同士の情報交換、温かい先輩方との交流は同窓会ならではのことであり、新たな人脈には最適だと思います。

この同窓会誌をご覧になった北海道在住の方、北海道在住ではないが北海道支部の総会に出席されたいという方、大歓迎です。ぜひ事務局までご一報ください。

北海道支部

支部長

新田義英(昭和46卒)

副支部長

佐藤俊夫(昭和48卒)

事務局長

竹田保史(昭和61卒)

事務局

西澤香衣(平成4卒)

連絡先) 西澤メール

kai@epmailhpcocoo.jp

青森支部

青森支部の紹介

根城 貴乃

青森支部は、青森県庁及び地元金融機関の在職者を中心に活動しており、総会及び懇親会には30名程度参加いただいております。総会及び懇親会においては、年齢・職域の垣根を越えて、親睦を深めており、それぞれの参加者の状況や大学の様子などを共有しています。

しかしながら、昨年は新型コロナウイルスの関係で、総会及び懇親会ともに中止ということとなりました。今年はいうこととなりました。今年は、開催できるよう状況が好転することを期待しています。

また、当支部においては、支部長でありました佐々木透氏(S38)が令和2年6月に退任することとなりました。後任として佐々木郁夫氏

(S54)が就任することとなりましたのでお知らせいたします。佐々木新支部長のもと、今後も活動を進めてまいりたいと思います。

(平成16年卒) 根城貴乃

秋田支部

後藤 文豪

当支部は昭和39年に設立されましたが、全学同窓会としての活動が長くなり、平成11年に12年ぶりに再度法学部だけの同窓会として活動を再開し現在に至っています。現在の会員数はおよそ110名ほどで、県職員及びそのOBが多いほか、市役所や金融機関の関係者などで構成されています。

支部総会は、夏場、主として7月下旬、同窓会本部からの来賓を交えて行うのが通例ですが、現在は県知事が工学部卒の同窓生なので、ゲストとして参加してくれるときもあります。また最近では、総会終了後も大多数がそのまま二次会カラオケに流れて交流を深めています。

昭和41年卒の佐藤博身支部長・昭和53年卒の山田芳浩副支部長の下、昭和60年卒・平成18年卒までの幹事7名及び昭和50年卒の監事で構成する支部役員が、支部の雑務や総会開催事務などに携わっています。日頃の職域を越え、先輩後輩の絆を実感できる年1回の総会ですので、気軽に参加されるようお願いしております。当支部には総会の際に「寄付金箱」を回して寄付要請を行う独特の特別会計方式ができており、支部運営には貴重な収入源となっています。

昨年はコロナの問題もあり総会を見送らざるを得ませんでした。依然として先行き不透明な日々が続いておりますが、次回総会で皆様にお目にかかる日を楽しみにしております。総会日程が決まりましたら、同窓会HPにてお知らせします。直接お問い合わせくださる方は担当幹事までご一報ください。

後藤文豪(H18)

メールアドレス

Goto-u-funitake@prefakita.jp

岩手支部

岩手支部の紹介

前田 敬之

岩手支部は、例年7月、県内在住の方々が一堂に会する場である総会の開催が主な活動です。記録に残る限り、平成以降は一度も欠かすことなく開催しており、貴重な交流機会を継続してこられた、これまでの役員・事務局の諸先輩のご尽力に敬意を表します。

昨年は、新型コロナウイルスが全国で感染拡大する中、岩手県は長く感染者ゼロが続いており、総会開催のタイミングをギリギリまで探っていたのですが、7月下旬以降、本県でも感染者が発生し、やむなく開催を見送ったところです。

会員は、法曹、金融、民間、学術、公務等の分野における、重鎮〜中堅〜若手に至るまで、多彩な顔ぶれが揃っており、卒業後社会人になりたての若造にとっても、第一線で活躍している先輩と直に話が何えるという貴重な場となっています。筆者も、20代で初参加

した時は、大先輩の方々に前にして、大変緊張しながら自己紹介させていただきましたが、懇親の場で先輩方にお声がけいただいた時は、この上ない喜びを感じたものです。

近年の総会出席者は、特に若手会員が少ない傾向が続いていますが、県外からの転勤族やUターン等による新会員情報の掘り起こしにも力を入れていきます。今後も工夫を凝らし、より多くの会員の出席を促すなど、各分野・各世代の交流の場となっている当支部の発展を心掛けてまいります。

令和3年度は、現時点（1月上旬）では残念ながら、今年度予定が立てられませんが、今度こそ開催されるであろう東京オリンピック・パラリンピックの時期に合わせて、願わくばコロナ禍の収束を見届けつつ、多くの会員の方々と元気に再会できることを楽しみにしています。

最後に、支部の活動に関心をお持ちの方には、以下の役員又は事務局へ、是非ご一報いただければ幸いです。

(文責・前田)

【岩手支部役員】(敬称略)

- 支部長 廣田淳 (S50年卒)。
 - 副支部長 伊藤純 (S55年卒)・石堂淳 (S57年卒)。
 - 幹事 佐野淳 (S57年卒)。
 - 吉田正信 (S59年卒)。
 - 前田敬之(事務局長兼務) (H5卒)。
 - 書記 関村淳哉 (H2卒)。
 - 南幅嘉人 (H6卒)。
 - 荒屋敷宣圭 (H20卒)。
 - 佐藤祐基 (H21卒)。
- 【岩手支部連絡先】
〒020-8570
岩手県庁・環境生活企画室内
(前田敬之)

電話 090-2368-9053
Eメール natakayuki@ac.berhona.ne.jp

宮城支部

酒井 昌 弘

母校のおひざ元支部である当支部は、宮城県沖地震が発生した昭和53年10月にスタートしました。現在は第5代目の高橋宏明支部長(昭38卒)・三浦秀一(昭47)並びに佐藤裕一(昭52)両副支部

長の下、顧問、常任理事及び理事総勢45名の役員体制で運営に当たっています。特に大勢の卒業生を抱えている宮城県庁、仙台市役所、東北電力、七十七銀行、法曹界、法科大学院部会、東北芝蘭会の各グループには世話人幹事を置いてそれぞれの内部連絡に当たっています。

支部会員の皆様を対象に毎年7月第2金曜日夜刻に支部総会を開催しています。隔年で同窓会本部との合同総会も兼ねています。総会には同窓会長(法学科研究科長・学部長)はじめ法学部の先生方、地元仙台の官界、経済界、法曹界等のトップ層や中核メンバーとして活躍している多数の同窓生が一堂に会し、現役学部生代表として無料法律相談所や模範裁判実行委員会など法学部学術振興基金の助成対象となっている各自主ゼミの代表も招待して、幅広い年代にわたり親しく交流、懇談する貴重な機会となっています。

女性会員に対しては、東北

帝大時代の女子会を起源とする東北芝蘭会があり、藤田紀子さん(昭43)を会長として、年1回主として宮城県下の各界で活躍するOG会員の情報交換、交流、懇親の場として開催しています。いろいろな講師による興味深い卓話も聴くことができます。

どちらもネットワークづくりの場として非常に好評です。一度顔を出せばそのアットホームな雰囲気を感じられリピーターになることでしよう。どうぞ奮ってご参加されるようお願いいたします。会報や同窓会HPに日程が掲載されていますが、一度参加してみようとお考えの方は支部事務局へご一報ください。開催案内を差し上げます。

いづれの会もコロナ禍の発生により昨年度活動はすべて中止のやむなきにいたしました。今年度は環境が落ち着き次第早急に立て直しを図り、活動を再開するよう努めます。支部事務局長 酒井昌弘(昭43)

(TEL/FAX)

022-246-5190

(Email)

masahiro.sakai@sunny.ocn.jp

山形支部

絆をより強く

長澤 好光

諸般の事情により、法学部単独での支部活動は久しく再開にいたっておりませんが、東北大学山形県全学同窓会、山形県庁東北大学同窓会等に法学部同窓生が積極的に参画しております。

各支部も同様とありますが、新型コロナウイルスの関係で、昨年は、総会や懇親会はすべて中止となりましたが、今年、これを克服し、順調かつ円滑な事業展開ができることを祈念したいと思います。

特に、今年は2年に一度の全学同窓会の開催年に当たります。元山形県知事の高橋和雄氏等の諸先輩方をお迎えし、この秋に、盛大に開催したいと考えております。

つきましては、法学部同窓生の皆様、後日、開催のご案内をいたしますので、ぜひご出席の程お願いいたします。絆をより強めましょう。(昭和46年卒・法学部同窓会理事)

長澤好光

福島支部

松本友作

地震・津波そして原発事故という未曾有の複合災害から10年が経過しました。福島県は様々な課題を抱えながらもハードの整備が着々と進むなど復興を実感できるようになってきました。現在も母校から学部・分野を問わず多くの先生方に本県の復興プロジェクトに参画いただくなど多大の支援を賜っていることは心強い限りです。

当支部は1967年(昭和42年)に故佐藤宗光先輩が中心となり設立されました。設立総会には柳瀬良幹先生に来賓として来ていただいております。(なお設立の詳細は「東北大学法学部同窓会50周年記念誌」に佐藤宗光先輩による「私の法学部と同窓会」として掲載されております。)

現在、最新の動向に触れることができ、アカデミックな雰囲気の良い刺激になっていると参加する会員も多くおりますので、今後とも、この小講義をより充実したものにできればと考えております。余談ながら、福島の地酒が全国清酒鑑評会で最高の評価を受け、銘柄によっては県内でも手に入ることが難しくなっておりますが、中核メンバーの一人がその筋に精通し、必ず懇親会にシェアものの差し入れがあり、私も含めてそれを堪能するのが目的の会員もいるようです。

て掲載されております。)

最近次の卒業生まで237名程の方が名簿に名を連ねており、福島県庁や市役所の職員等を中心に、弁護士など法曹関係者、県内大学の教育関係の方さらには新聞やテレビなどのメディアで活躍している会員もおり多士済々です。このような県内各分野で活躍する多様な世代のOB・OGと、年代・職務を越えて直に杯を交えながら語り合うことは、いろいろな意味で財産となり、得るものは多いものと思われまます。

活動の中心となる支部総会は毎年10月の最終金曜日に開催するのが通例となっており、昭和29年卒業で国政でも活躍された大先輩には毎回出席いただくなど参加者数を会員相互の交流密度の濃さでカバーしております。また、同窓会本部から来賓として出席される先生から小講義をいただいております。直接お世話になった恩師との久しぶりの交流や日頃遠ざかっている法学

関係の最新の動向に触れることができ、アカデミックな雰囲気の良い刺激になっていると参加する会員も多くおりますので、今後とも、この小講義をより充実したものにできればと考えております。余談ながら、福島の地酒が全国清酒鑑評会で最高の評価を受け、銘柄によっては県内でも手に入ることが難しくなっておりますが、中核メンバーの一人がその筋に精通し、必ず懇親会にシェアものの差し入れがあり、私も含めてそれを堪能するのが目的の会員もいるようです。

は寮での蜜カラ生活の話等です。

いつになく盛り上がったことなども手掛かりにしながら、会員の皆さんと知恵を出し合いながら色々と工夫していければと考えております。何よりも青春の一時期に東北大学で同じ学問を学んだという、言葉では言い表し難い一体感を味わえる機会はほかにはないものと確信しております。

今年の秋には新型コロナウイルスが終息し、できるだけ多くの支部会員と総会の場で肩を組み声高らかに「青葉燃ゆる」を歌うことを心から期待しつつ、母校と同窓会のさらなる発展をお祈りして筆を擱くこととします。

各支部とも会員の高齢化や総会への出席者の固定化傾向などは共通の悩みだと考えられます。中核的な担い手の確保と若手会員の積極的な参画によってサステナブルな発展を目指すことが課題ですが、一昨年の支部総会では寡もたけなわになった折、期せずしてそれぞれが学生生活や仙台の思い出をスピーチする勢いになり、優しい(厳しい)恩師の思い出や大学紛争さらに

東京支部

東京支部会50年の歴史

澤田 淳

東京支部会は、首都圏(千

は寮での蜜カラ生活の話等です。

いつになく盛り上がったことなども手掛かりにしながら、会員の皆さんと知恵を出し合いながら色々と工夫していければと考えております。何よりも青春の一時期に東北大学で同じ学問を学んだという、言葉では言い表し難い一体感を味わえる機会はほかにはないものと確信しております。

今年の秋には新型コロナウイルスが終息し、できるだけ多くの支部会員と総会の場で肩を組み声高らかに「青葉燃ゆる」を歌うことを心から期待しつつ、母校と同窓会のさらなる発展をお祈りして筆を擱くこととします。

各支部とも会員の高齢化や総会への出席者の固定化傾向などは共通の悩みだと考えられます。中核的な担い手の確保と若手会員の積極的な参画によってサステナブルな発展を目指すことが課題ですが、一昨年の支部総会では寡もたけなわになった折、期せずしてそれぞれが学生生活や仙台の思い出をスピーチする勢いになり、優しい(厳しい)恩師の思い出や大学紛争さらに

板垣(事務局担当・H12卒)
E-Mail: tohokulaw.fss@gmail.com

葉県、神奈川県、埼玉県、東京都)に住居あるいは勤務している同窓会会員で構成されています。現在、住所が判明している登録会員数は約1500人です。

毎年7月の第1土曜日に総会を開催することになっております。年によって違いはありますが、例年100〜150人くらいの同窓生が集まり、お互いに懇親を深めております。昨年は、コロナ禍で中止も止むなきとなりました。

なお、東京支部会では、総会以外に、在校生向けの就職支援活動、新卒者歓迎会なども行なっております。

そもそも東京支部会が正式に発足したのは、1972(昭和47)年です。来年は創立50年となります。その前身三日会は、1959(昭和34)年に組織化されたこととです。既に60年を越える歴史を持ちます。歴代会長は、安西浩氏(昭和3年卒)、石原俊氏(昭和12年卒)、庄司昊明氏(昭和25年卒)と続き、現在は清野智さん(昭和

45年卒)が務めております。

東京支部会役員の理事は各卒業年次・クラス単位に選出されております。(必ずしも、まだすべての年次をカバーしておりません。理事候補者を募集中です。自薦他薦いずれでも結構です。情報をお寄せください。)

現在の役員名簿は、以下の通りです。

- 役員 卒年 氏名
- 会長 45 清野智。副会長 51 原田一之。56 坂田甲一。監事 45 飯倉穰・H5 高橋郷巨。事務局顧問 36 尾口光雄。事務局局長 45 澤田淳。事務局次長 50 山本隆。55 池田雄一。58 薬師寺宏子。H2 宮川司。H8 佐藤誠。H9 紙本達宏。H14 梶智史。理事 39 渡辺幸男。43 宇野真人(萩友会兼)。45 堤芳夫(萩友会兼)。46 高橋徳一。大和田實。中島暁。47 佐藤均。和田義則。48 加納哲夫。49 近江孝文。51 桜井実。52 野神照幸(会計兼)。藤原幸一郎。松田尚子。53 内藤隆雄。55

- 深澤雄二。57 池上岳彦。牛込正明。58 相場中行。関口真澄。59 吉田雅彦。60 中里妃沙子。松原明紀。61 鈴木昭三。62 神橋一彦。H4 岩本和広。H5 二階堂忠春。H12 原山康彦。H13 天内義也。H13 新川量子。H14 金子直文。山下洋美。H22 星野公紀。三浦基子。H23 堂本和志。H27 野村太郎。H28 渡部宏樹。H29 阿部優季奈。H31 佐々木駿。

東京支部会事務局の連絡先は次のとおりです。

- 221-0085 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル2F
- Tel 045-313-4833
- Fax 045-313-4899
- eメール sawada@promet.jp.com
- 株式会社プロフェッショナル ネットワーク内
- 担当 澤田 淳

新潟支部

武石 宣夫

新潟支部は平成24年、再度

にわたる長期の休会を経て活動を再開しました。

令和元年の支部総会が36名の出席と、ここ数年で最も多い参加数を記録したことから、事務局としても、2年度の支部総会においては、更なる出席者の増加を図るべく取り組を進めていたところであり、会員の皆様におかれても開催を楽しみにしていた方もおられたことと思います。

しかし、例年どおり9月の開催を予定していたところですが、新型コロナウイルスの感染が、8カ月経ってもまだ収束せず、新潟県においても7月に注意報が出されたことから、やむなく、8月下旬に今年の支部総会を中止することとし、会員の皆様にハガキで報告しました。本当に残念であり、令和3年以降の開催を期待し、会員の皆様に会えることを楽しみにしています。現在のところ9月4日の開催を計画しております。開催日程が確定しましたら、同窓会ホームページに会場・時間等を掲載しますので折を見

てごらんください。

以下、昨年の活動内容を要約して報告します。

7/6 理事会 緊急事態宣言が解除されたことを受けて、理事会を開催し、ここではいったん9/5支部総会の開催を決定しました。

会計報告並びに役員改正等の議案を承認しました。

8/25 支部総会開催中止のハガキ送付 再び感染拡大により、支部総会中止のハガキを送付。内容は支部総会の中止、7/6の理事会で会計案の承認、次年度の総会で2年分の承認を得ること、及び役員の仕事継続を報告しました。

支部の会員の皆様の動きについては、詳細はわかりかねますが、7/6の理事会に参加した役員の状況では、各自が元気で、久しぶりの顔合わせを心待ちにしていた面も有ったのではないかと心強くまた嬉しく感じました。

新潟県支部は、平成10年台から20年台卒の若い人も参加して、参加者の年代のバランスのとれたかたちとなっています。今後も、これを継続し、更に若い年代の参加者を拡大できればいいと思っています。

また、若い方からの相談や、連絡があることが上級生の嬉しさにつながります。これからも、お互いに声をかけ、時折、話し合い、相談しあえるような風通しの良い同窓会に考えています。

(昭和48年卒) 武石宣夫

東海支部

〔東北大学法学部同窓会東海支部の総会中止に（つづ）〕

檀 浦 康 仁

令和2年の東北大学法学部同窓会東海支部総会及び懇親会は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、中止となりました。

当支部の総会及び懇親会は、私の卒業後、20年にわた

り、一度も中止となったことがあります。昭和30年代に卒業された先輩に伺ったところ、その先輩が卒業された頃からでも毎年欠かさず開催されていたと思う、ということ、それだけ長く続けられてきた伝統の会を中止することは苦渋の決断ではありましたが、緊急事態宣言の発令もあり、やむを得なかったと思います。

当支部の総会及び懇親会は、10年ほど前までは、故・中川善之助先生も愛されたという、料亭「鳥久」で開催されておりました。「鳥久」はかしわ料理の美味しいことはもちろん、江戸時代末期から明治時代初期頃に建設されたと言われる歴史と風情のある建物も魅力がありました。その後、「鳥久」は廃業され、その魅力ある建物も、廃業後間もなく火災に遭って失われてしまい、隔世の感があります。

近年は、場所を名古屋駅徒歩5分のホテル「名古屋キャッスルプラザ」の中華料

理店「チャイナ&ダイニング」に移して、総会及び懇親会が開催されておりましたが、この「名古屋キャッスルプラザ」も令和3年1月31日をもって閉館となりました。令和2年の総会及び懇親会は、「名古屋キャッスルプラザ」「チャイナ&ダイニング」での最後の会となるはずでしたので、開催できなかつたことは、重ねて残念です。

令和3年の総会及び懇親会を新たな会場で開催したく模索しておりましたが、大変残念ながら、当地では、本稿を執筆している段階で、2度目の緊急事態宣言が発出されている状況であり、やむなく昨年に引き続き、開催をさせて頂かないということになりました。

新型コロナウイルス禍によって、人とのつながりが希薄化してしまうことの辛さ、連帯の大切さを思い知らされている今日この頃、総会・懇親会を開催できないことで、かえって強く同窓会のありがたさを感じています。

大阪支部

藤 原 武 士

前代未聞の2年連続の総会・懇親会中止ということで、令和4年の総会・懇親会は、鋭意、新会場を探させて頂き、3年分業しめるように努めたと思っています。5年度前まで総会での恒例イベントであった応援歌「青葉もゆるこのみちのく」の合唱も、復活できればと思っています。

(平成11年卒) 檀浦康仁

大阪支部の紹介ですが、藤田勝利支部長(昭和42年卒)のもと、山本敏信(昭和44年卒)、土谷明(昭和48年卒)、野村剛司(平成5年卒)、江村純子(平成7年卒)、川口哲生(平成9年卒)、安田浩章(平成18年卒)の6名の幹事と事務局長の藤原武士(平成8年卒)で運営しています。大阪支部では、毎年1回、同窓会を開催しています。開催場所は、十三の中華料理店、梅田新道のピヤホール、淀屋橋の大阪倶楽部で行われて来

ました。次回以降は、場所を検討し、また、ご連絡をしたいと思います。

開催時期は、毎年1月に開催していましたが、ここ最近では、9月の季節の良い時期に開催しております。出席者は、平成以降の卒業生の出席者も多く、他の支部に比べたら、出席者の平均年齢は、若い方もありません。

毎年、出席者数は、40名前後となっております。関西地方には約300名程度の同窓生の方が暮らしています。元々、同窓生の中でも関西出身者が多くなく、関西で創業した企業の本社機能も関東に移転していく中、40名前後の出席者数は善戦していると思います。今後、出席者数を増やしていくことが、大阪支部の課題となっております。

仙台の本部からも、毎年、学部長、事務局長にご出席をいただいております。東北大学法学部の現在の状況を聞かせていただいております。10年前、東日本大震災後の同窓会では、学生のおかれた環境を

大学の方から、聞かせていただき、学生も非常に大変な思いをしたのだと感じることができました。

同窓会の進行ですが、色々な分野でご活躍している同窓生の方が講話をしていただいております、参加していただいで、刺激を受ける会でもあると思います。また、近況報告をしています。また、近況報告をして

いただいているのですが、参加していただいで、サークル、仙台で住んでいた場所の話、卒業後の話を聞かせていただき、懐かしさを感じる会でも

あります。最後に、応援団長であった大先輩の号令の下、学生歌「青葉もゆるこののみく」を歌い、会は終了します。

同窓会を毎年、楽しみにしていただいでいる方も多いのですが、令和2年9月に開催を予定していた同窓会は、コロナ禍のなか、中止とせざるを得なかったことが非常に残念でなりません。毎年、ご出席いただいでいる方には、個別に中止のご連絡を入れさせていただきましたが、次回の開催を楽しみするとの声が多

く、今年こそ、開催したいところですが、今年の開催は令和3年9月17日(金)午後6時からを予定しております。場所等の詳細は、また、ご連絡させていただきたく予定です。お問い合わせ先を下記に紹介させていただきます。

大阪支部事務局…電話
06-6484-19870
(弁護士法人藤原武士法律事務所)

広島支部

稲田 英明

東北大学法学部同窓会広島支部は、平成19(2007)年7月28日に東北大学法学部同窓会会長の稲葉法学部長を来賓にお迎えし設立総会を開催しました。

当広島支部は、東北大学法学部同窓会の支部として一番西に位置する支部となります。名称こそ広島支部としていますが、会員は広島県のみならず、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、愛媛県にまで及んでいます。

また、法学部だけでなく経

済学部、文学部、教育学部の卒業者についても入会していただくことができることとしております。

広島県には古くから、東北大学の全ての学部、研究科の卒業生等を会員とする東北大学広島同窓会があり、例年1月に総会、懇親会を開催しております。

当支部は、第2回以降、青葉の時期6月の第1土曜日に総会を開催しておりますが、諸般の事情により、令和2(2020)年から6月の第2土曜日に変更することとなりました。しかしながら、変更最初の昨年総会等は、新型コロナウイルスの流行により、開催通知発送直前になつて、やむを得ず中止することになりました。

現時点では、令和3年の総会等が通常通り開催できるかどうかは不明と言わざるを得ません。しかし、このような状況下だからこそ、皆で知恵を出し合い、総会等の開催方法を工夫してみたいと思います。例えば、広島会場に集ま

た人と会員の自宅をリモートでつなぎ、オンラインで顔を見ながら、会議や懇親会を行う方法です。この方法なら、夜間の外出に不安がある会員や遠方の会員も参加しやすくなりますので、予算面や技術面の課題はありますが、前向きに検討したいと考えています。

広島支部の会員数は約50名ですが、転入同窓生の把握が難しくなっております。入会希望の方、転入同窓生をご存じの方はご連絡をお待ちしております。

連絡先…メールアドレス
tohokulaw.hiroshima@gmail.com
支部長
(昭和47年卒) 稲田英明

法科大学院支部

令和2年度

東北大学法学部同窓会 法科大学院部会総会、 記念講演会のご報告

相澤 央 敏

1 はじめに
令和2年10月19日(月)に、

令和2年度東北大学法学部同窓会法科大学院部会総会及び記念講演会が開催されましたので、ご報告いたします。本年度は新型コロナウイルス感染症防止対策のため、ウェブでの開催となりました。また、例年、総会と同日に懇親会・交流会も開催されておりました(昨年度は司法試験の合格祝賀会も同日に開催されました。)が、同様の理由により、本年度の開催は見送られました。

2 第1部 記念講演会
本学でも教鞭を執られ、2011年からは本学法学部長を歴任され、現在は本学名誉教授、白鷗大学院法学研究科教授東京大学社会科学研究所教授である、水野紀子先生をお招きし、同日午後5時より、本学エクステンション教育研究棟内講義室において、記念講演会が開催されました。演題は、「家族と法―不協和音の宿命?―」でした。水野先生のご専門である家族法について、日本の家族法の継受や問題点、家族の公的介入

おくやみ

(令和2年度に判明の方)

逝去年月	お名前	卒年
S 63・6	鈴木 信一殿	R 2・11
H 24・2	川原 悟殿	S 16・12
R 2・4	杉 俊夫殿	S 19・9
H 30・12	大和田棟一殿	S 21・9
R 2・3	高西 憲一殿	S 21・9
R 2・2	田中 菊次殿	S 22・3
R 3・1	津軽芳三郎殿	S 22・3
R 1・8	中川宗四郎殿	S 22・3
R 1・8	江橋英五郎殿	S 23・3
R 1	大島 良雄殿	S 27・3
R 1・8	柳沢 宣男殿	S 28・3(旧)
R 1・11	岩淵昭三郎殿	S 28・3(新)
R 2・5	小坂伊佐夫殿	S 28・3(新)
R 2・5	畑山 尚三殿	S 28・3(新)
R 2・2	及川 昭伍殿	S 29・3
R 2・4	野口 喜久殿	S 30・3
R 2・1	長尾 猛殿	S 31・3
H 28・2	岩佐 昭寿殿	S 32・3
H 18・11	川村 良殿	S 32・3
R 1・12	蛭川 和夫殿	S 32・3
R 1・9	樋口 秀夫殿	S 32・3
R 2・6	本多 義昭殿	S 32・3
R 1・7	渡辺 公雄殿	S 32・3
R 2・3	都丸 順次殿	S 33・3
R 2・2	奥山 三郎殿	S 34・3
R 2・1	鷲尾 貫兮殿	S 34・3
R 2・10	岩屋 暁殿	S 35・3
R 1・7	高橋 啓吉殿	S 35・3
(不明)	時田 更一殿	S 35・3
(不明)	藤戸健太郎殿	S 35・3
R 1・12	吉田 治夫殿	S 35・3
R 2・6	若林 亨殿	S 35・3
R 2・7	佐々木勝美殿	S 36・3
R 3・1	荒木 幹仁殿	S 37・3
H 30・11	白川 公男殿	S 37・3
R 1・11	竹内 洋殿	S 38・3
R 2・5	藤田 栄悦殿	S 38・3
R 2・5	伊藤 修介殿	S 39・3
R 2・11	熊谷 繁殿	S 39・3
R 2・5	齊藤 敬三殿	S 39・3
R 2・10	田中 稔殿	S 39・3
R 2・10	中里 成男殿	S 39・3
R 1・9	柳 和憲殿	S 40・3
R 2・11	山根 明徳殿	S 40・3
R 2・10	阿部 正俊殿	S 41・3
R 2・12	手島 邦夫殿	S 41・3
R 1・2	芳賀 正紀殿	S 41・3
R 2・7	漆山 昌範殿	S 43・3
R 1	青沼 得三殿	S 44・3
R 2・6	齋藤 幸二殿	S 49・3
H 31・1	杉本 一重殿	S 49・3
R 2・4	豊田 吉彦殿	S 56・3

ご冥福をお祈りいたします。

編集後記

○新型コロナ対応で振り回された1年でした。同窓会活動にも影響大で、予定していた諸行事はほとんど取りやめを余儀なくされ、会員相互交流もままならぬまま1年が過ぎました。会員の皆様もそれぞれに気を付けられての生活を過ごしておられることと思います。まだ当分はこうした自己抑制の生活が続くようです。早く落ち着くことを願います。

○学生にとってもオンライン授業が主体となり、大学当局からの課外活動禁止や自粛指示期間が長いこともあり、登校できないう日々が続く異常な一年でした。毎年恒例の新生生歓迎「法祭入」も昨年今年と中止され、「自主ゼミ」の新人勧誘もネット活用主体となり、思うような補充ができません。今一度自主ゼミの紹介を取りまとめました。在学生の皆様には、ぜひ興味のおくゼミに参加して実りある学生生活の一助にしてください。

○今年3月民法の渡辺教授が定年退職されました。先生とは着任早々に学生委員をなされて以来のお付き合いで、平成25・26年度には研究科長・学部長を務められ、各地の支部総会にもお運び頂きました。今年1年は仙台を拠点に研究執筆活動を続けられると伺っております。今後のさらなるご活躍をお祈りします。

○望月名誉教授が亡くなられました。私も着任早々の先生の講義を拝聴しましたが講義を受けた同窓生も皆さん還暦を過ぎています。その在りし日を偲んで樋口先生に追悼文をお寄せいただきました。

○外尾名誉教授が亡くなられました。晩年まで学部の研究会にもお元気にご参加されており、H25年には新入生に向けて「あららしい門出に向けて」のご講演を頂きました。「学ぶ力」を身につけるように、との言葉が印象に残っております。

○莊子名誉教授が亡くなられました。晩年まで哲学に通じる大著を出されるなどご活躍でした。鶯のさえずる緑が丘のお宅にお邪魔した日を思い出します。

○林屋先生のご遺稿「西欧における民事裁判の発達と展開―西欧大陸民事訴訟史概観」が有斐閣から出版されました。古代ゲルマン法から中世法、近代フランス・ドイツ・オーストリア法に至る民事訴訟を歴史的側面及び法的側面から分析・紹介し、現代での指導理念や手続基本原則まで言及されたご本です。

○今年東日本大震災から10年になり、この2月3月にはそれを思い起こさせる震度6や5の地震が続発しています。今年卒業の皆様も多くは当時小学6年生、皆様もそれぞれにこの10年の感慨をお持ちでしょう。お二方の会員たよりの読みながら、当時は振り返るひと時をお持ちください。森まさこさんの近著「取り立てに怯えた少女が大臣になった」の中の震災直後の福島入りの話も当時の状況をまざまざと思い起させます。

○コロナ禍に絡んで、社会保障のあり方が様々に問われています。この分野でのご研究を精力的に取り組んでおられる嵩教授の分析は、新聞その他の情報に接する際の新たな視点をもたらして示唆に富んでいます。

○今後の同窓会運営を改めて考えるためのアンケートを実施します。皆様の忌憚のないご意見をお寄せください。より開かれた、皆様が親しめる同窓会のあり方を探り、改善を図りたいと思います。

○同窓会ホームページに桜並木や紅葉・雪景色など四季折々の川内情景写真を掲載しています。会報発行後の動き情報など会報と併せてご覧ください。

○3月の学位授与・卒業式も代表だけの少人数で実施され、法学部の芳賀想太さんが総代答辞の大役を務めました。今年の新入生は合計165名で、そのうち女子学生は65名でした。入学早々コロナ対応でのつらい日々が続いていますが、めげることなくキャンパスライフを満喫してください。

(清水)

仙台の図書館今昔

清水廣行（法学部 昭和 39 年卒）

子供のころ図書館といえばまず学校の図書館だった。東北大学教育学部附属小学校・同付属中学校・仙台二高、いずれもよく利用してきた。小学生のころ近所にアメリカ文化センターの図書館があり、僅かばかり子供向けの本も準備されていたので、ここへもよく顔を出した。また、県立図書館にも子供用の図書室が新たに増設されたので、小学生時代の休日の外出先として楽しみだった。

仙台市の図書館は長らく仙台市民図書館と宮城県立図書館の 2 館体制が続いていた。

仙台市民図書館は私の学生時代昭和 37 年西公園内に開館した。その跡地は、図書館の定禅寺通りへの移転後建物が一時期老人施設になったりしたが、今は建物も取り壊されて草の茂るまま空き地となっている。現在仙台市には市域の拡大・政令都市化に伴って各区に図書館が開設・整備され、多くの市民が利用している。まさに隔世の感である。

市民図書館（郷土資料や参考書類充実・昭和 37 開館平成 13 移転新築）・**榴岡図書館**（仙台駅東口「パルシティ仙台」内・昭和 58 年開館）・**泉図書館**（当初市名坂に、その後地下鉄泉中央駅開業後泉中央駅から仙台スタジアムに向かう通りに移転・子供図書室併設し児童書や児童書研究書充実・平成 2 開館）・**宮城野図書館**（JR 陸前原ノ町駅そば「宮城野区文化センター」内・各種辞典類など参考書類豊富・平成 2 年開館 24 年移転新築）・**広瀬図書館**（下愛子「広瀬文化センター」内・平成 3 開館）・**若林図書館**（南小泉「若林区文化センター」内・旅行ガイド、家庭実用書や農業園芸関係書充実・平成 5 開館）並びに**太白図書館**（地下鉄長町駅と直結「たいはっくる」内・平成 11 開館）と 7 つの図書館がある。それに加えて太白区八本松に八本松分室を、さらに泉市時代の図書館整備の延長で加茂・根白石・南光台・高森・松陵・寺岡・将監・黒松及び長命ヶ丘に分室を有する。ビデオ・CD・DVD などの視聴覚設備を充実させた図書館も多く、それらの貸し出しにも応じているのもありがたい。

その中で私が最も頻繁に利用するのは、定禅寺通りの「せんだいメディアテーク」（‘伊東豊雄の建築’として全国に知られるガラス張りのモダンな建物）内にある市民図書館だ。2 階に子供図書コーナー及び視聴覚コーナーや雑誌の閲覧コーナーがあり、3 階が開架式の図書室、その上の中二階に辞典や郷土資料のコーナーが設けられている。他に宮城野図書館、若林図書館や太白図書館にも隣接施設でのコンサートなど序があれば利用している。一枚の図書カードで全館どこでも利用でき、他の図書館の本も取り寄せてくれるし、どこで借りてどこへ返してもよいので重宝している。この利便性はインターネットシステムの普及・整備に伴う恩恵でもあり、蔵書検索や貸し出し予約など自宅から可能となり、予約本の順番が来ればメールで知らせてくれる。

県立図書館は明治時代から整備が進められ、大正初めに勾当台公園の一角、現在の宮城県議会議事堂のあたり・養賢堂跡地にあったが戦災で焼失、昭和 24 年屋根の形に養賢堂の面影を宿した立派な建物として新築され、その左手に私の小学生時代に平屋の子供図書室が増設されて休日によく通った。後年昭和 43 年榴岡公園前に新築移転、その後再移転して、現在は泉区パークタウン近く紫山に新築され、平成 10 年から蔵書数 65 万冊の規模で開館している。近隣には県立の宮城大学や青葉区本町から移った学校法人白百合学園やサッカーのベガルタ仙台練習場などがある。残念なことに公共交通機関としては地下鉄南北線い

ずみ中央駅からのバス便だけで、マイカーでも利用しないと足の便が悪いのが難点である。

今一つ忘れてはならないのが**東北大学附属図書館**である。かつては片平本部・現在の史料館にあったが、キャンパス整備に伴い現在は川内南キャンパス内にあり、OA 機器の利用にも充実し学生の自学自習環境が整備されている。普段は比較的静かで閑散としているが、さすがに試験期前ともなると混み合い学生のみ利用となる。一般公開されて市民にも貸出証の交付により貸し出しサービスを行っているが、昨年春のコロナ禍以後そのサービスが中断しており、早期の再開が望まれる。一般市民には2冊まで、萩友会の永年会員には学生並み10冊まで貸出が認められている。他に医学分館があり、東北学院大学や宮城学院大などの図書館の充実も伝えられているが、残念ながら足を踏み入れたことはない。

異色の図書館として、先に触れたアメリカ文化センターについて記しておきたい。学術支援を目的とする社団法人の設立を全国に先駆けて行った国内有数の大地主であった齊藤善右衛門氏が昭和初期に現在の本町2丁目に建てられた齋藤報恩会自然史科学博物館の本館は、丸いドームを持つ趣のある建築物であったが、太平洋戦争で被災し米軍に接收されCIE図書館・講和後アメリカ文化センターとなり昭和45年まで開館していた。戦争で遅れた外国文化の啓もうの一環として16ミリフィルムでの子供向け映画会等が2階で開催されて楽しみにしていた。入って右側には日本語本の図書室・左側が英文図書の部屋に分かれて、英文図書室はいつも閑散としていた。英文で記載された貸し出しカードは子供にとってはまぶしい感じであった。右室で日本語の本を借り、左室で外国の切手カタログや雑誌写真を眺めに通った。本来の博物館の所蔵品は、わきの別入り口から入った狭い場所に押し込められていたがついでは眺め遊んでいた。接收解除後は貸しビルになっていたが、その後博物館はゆかりの地を離れ大町2丁目のビル内に移転した。現在は、財政難もあり収蔵品が国立科学博物館や仙台市などに分散寄贈され、長年の役割を終え解散している。

以上

「仙台の書店今昔」補足

「同窓会報」掲載分の「仙台の書店今昔」脱稿後、「仙台北屋時間」という小冊子が刊行された。仙台市内にある多彩な書店の魅力を伝えるA5判変型、全80ページのガイドブックである。A3判のカラー地図が付録になっている。1980円。仙台市民文化事業団との共催事業で2000部が制作された。

「本屋とわたし」として取りまとめられた佐伯一麦さんや柳美里さんなど5人のエッセーと町の本屋さん3人が自店を起点に徒歩や自転車で周辺の7~9店を訪ね合計24店を紹介する「仙台市街地本屋ガイド」の二本立て構成。これを読むと、仙台市内には結構な数のブックカフェやユニークな古書店が紹介されている。荒蝦夷、Book café 火星の庭、ボタン、古書 水の森、S(エス)、書本&café Magellan、BOOK WITH CAFÉ MARY COLIN、曲線、book+café BOOOKなど、折を見て訪れてみたい。